

第9期中泊町老人福祉計画・ 介護保険事業計画



令和6年3月

中泊町

健康でともに支え合うまちづくりを目指して



—町民のみなさまへ—

我が国の65歳以上の高齢者人口は、介護保険制度が始まった平成12年に総人口の17.4%だったものが、令和元年10月には28.4%まで上昇しております。

「団塊の世代」が75歳以上となる令和7（2025）年には高齢者人口は3,677万人に達し、令和18（2036）年に高齢化率は33.3%となり、3人に1人が高齢者になると推計されております。

本町においても、令和7年には高齢化率が49.3%とほぼ総人口の半数が高齢者となると見込まれ、全国平均を大幅に上回るペースで高齢化が進んでおります。

また、新型コロナウイルス等の感染症の拡大、さらに、近年の災害発生状況などを考慮すると、高齢者福祉や介護保険制度に関わるサービスや事業についても、新しい視点での見直しや工夫が必要となってきております。

このような状況を踏まえ、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第9期中泊町老人福祉計画・介護保険事業計画」を策定いたしました。

本計画においては、第8期計画に引き続き「健康でともに支え合うまちづくり」を基本理念として、その実現のために「介護予防・生きがいづくりの推進」、「地域包括ケアの推進」、「尊厳が守られる暮らしの実現」、「適正な介護サービスの提供」を基本目標として掲げております。

高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって自分らしい生き方ができるよう、町民のみなさま・関係機関・関係団体と緊密に連携・協働し、ともに支え合うまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりましたが、本計画の策定にあたってご尽力いただきました「中泊町地域福祉施策推進協議会 地域福祉、高齢・障害者支援部会」の委員のみなさまをはじめ、アンケート調査にご協力いただきました多くの町民のみなさまに心から感謝申し上げますとともに、本計画実現のため、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

中泊町長 濱 館 豊 光

内容

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ等	3
3 計画期間	3
4 日常生活圏域の設定	3
5 計画見直しにおける国の基本的考え方	4
6 計画の基本理念・基本目標	6
第2章 高齢者等の現状	8
1 中泊町の人口の推移と将来推計	8
2 住民基本台帳による人口推移	9
3 高齢者人口の推移	10
4 高齢者のいる世帯の状況	11
5 年代別要介護（要支援）認定者の状況	12
6 認知症高齢者の推移	13
第3章 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査	14
1 調査目的	14
2 調査概要	14
3 主な調査結果	14
第4章 高齢者福祉サービスの状況	30
1 町独自の在宅サービス	30
2 町社会福祉協議会の活動状況	30
3 ボランティア活動の状況	31
4 高齢者生活支援	32
5 高齢者の生きがいづくり等	33
6 安心して住めるまちづくり	35
7 養護老人ホーム	36
第5章 高齢者施策の取り組み	37
1 介護予防と生きがいづくり・社会参加の推進	37
2 地域包括ケアの深化・推進	37
3 高齢者の尊厳を守るための取り組み	39
4 適正な介護サービスの提供	40
第6章 介護保険事業	42
1 地域支援事業	42
2 介護サービス	51

3	介護保険制度の円滑な運営	57
第7章	介護保険料	59
1	総人口 (単位:人)	59
2	被保険者数 (単位:人)	59
3	第1号被保険者の保険料推計 (単位:人)	59
4	第1号被保険者の介護保険料	62
資料	中泊町地域福祉施策推進協議会 地域福祉、高齢・障害者支援部会	63

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

令和22（2040）年を見据えて

わが国では、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12（2000）年に介護保険制度が創設され、サービスの充実が図られてきました。全国的な高齢化は増加を続けており、平成12（2000）年の高齢者人口は約2,200万人でしたが、令和2（2020）年には3,603万人と大幅に増加しています。さらに、国立社会保障・人権問題研究所が令和5年に発表した「日本の将来推計人口（令和5年推計）」では、令和22（2040）年には、高齢者人口は3,929万人、高齢化率34.8%になると見込まれています。

本町においても、令和5（2023）年の高齢化率は46.4%であり、令和7（2025）年には49.3%、令和22（2040）年には60.1%になる推計となっています（各年9月末）。このような状況の中、本町においては、第6期（平成27（2015）年度～平成29（2017）年度）計画策定時より、介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」として位置づけ、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指してきました。

今後は高齢化の進展により、後期高齢者の割合が高くなり、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、介護を必要とする高齢者、認知症高齢者、老老介護世帯など、支援の必要な人や世帯がますます増加・多様化すると考えられます。その一方で、社会を支える現役世代は減少することが見込まれています。そのため、介護サービスの基盤整備や介護人材の確保、介護離職の防止につながる支援の充実が課題となっています。

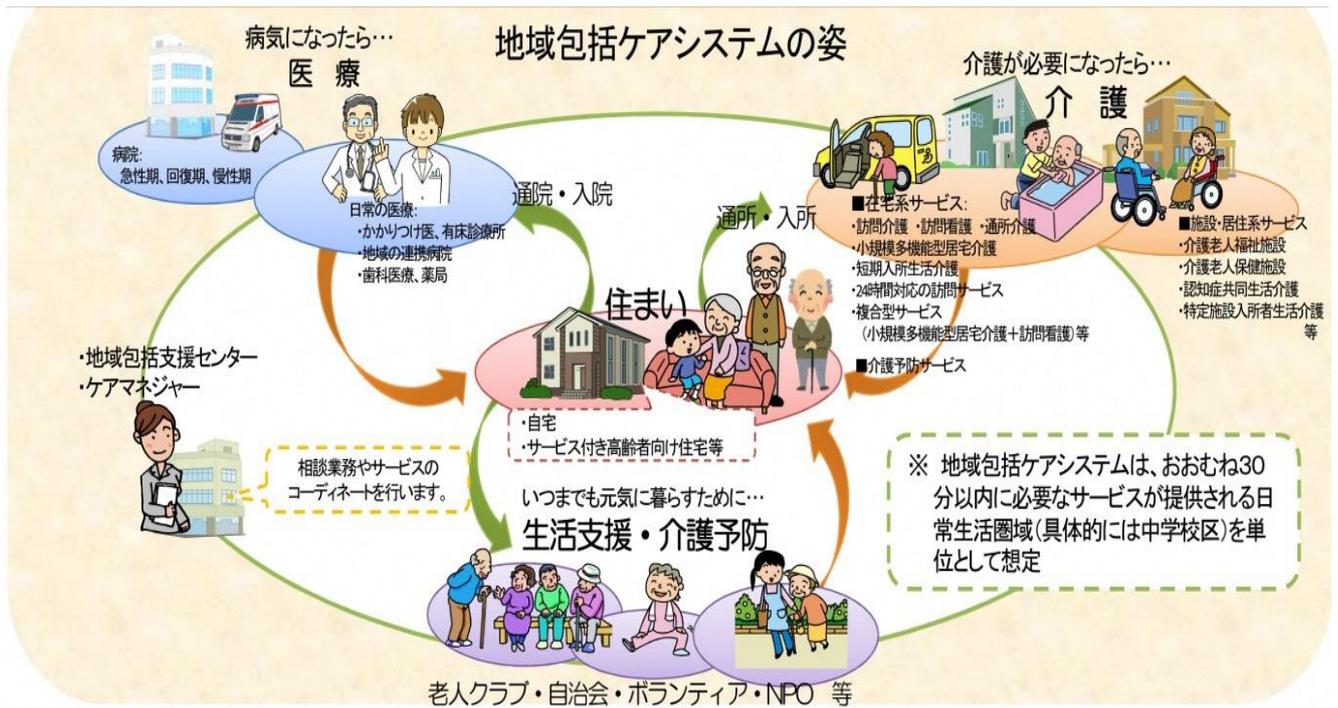
こうした中、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることを可能としていくためには、「地域包括ケアシステム」を支える人材の確保や連携の強化といった取組の推進が必要となります。さらに、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な方法で社会とつながり参画することで、生きる力や可能性を最大限に発揮できる「※地域共生社会」の実現を目指し取組を進めていくことが重要です。

『第9期中泊町老人福祉計画・介護保険事業計画』は、前回の第8期計画の取組をさらに進め、地域における高齢者支援を目的とする「地域包括ケアシステム」の仕組みを活用し、多様な主体がともに地域を創る「地域共生社会」の実現へとつながるよう、高齢者人口や介護サービスなどのニーズを中長期的に見据えつつ、今後3年間の高齢者の福祉や介護保険事業についての指針として策定するものです。

※地域共生社会

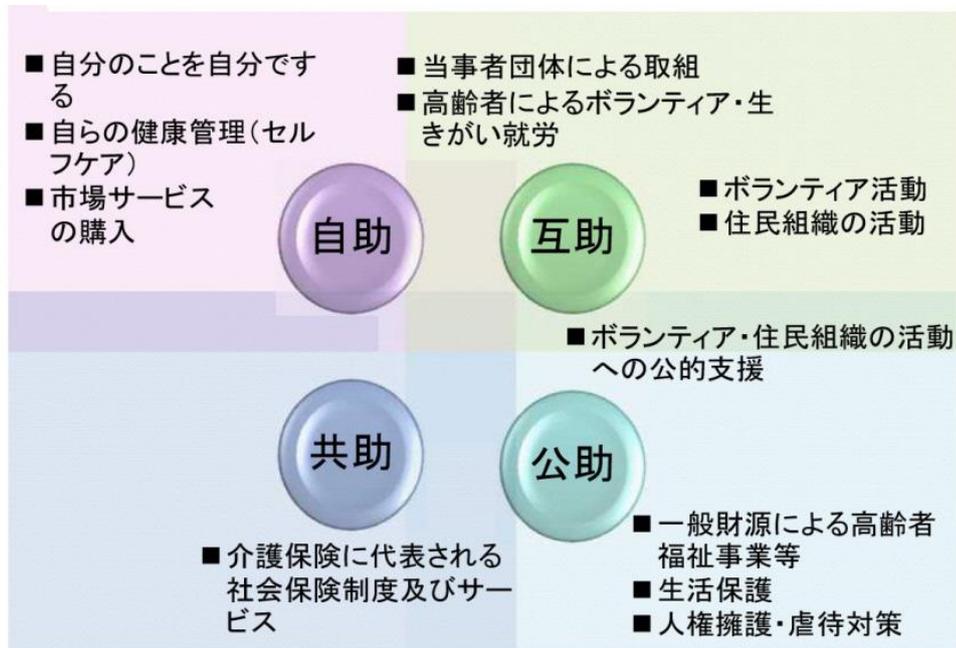
制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

地域包括ケアシステムの姿



出典:厚生労働省資料より

自助・互助・共助・公助からみた地域包括ケアシステム



出典:厚生労働省資料より

2 計画の位置づけ等

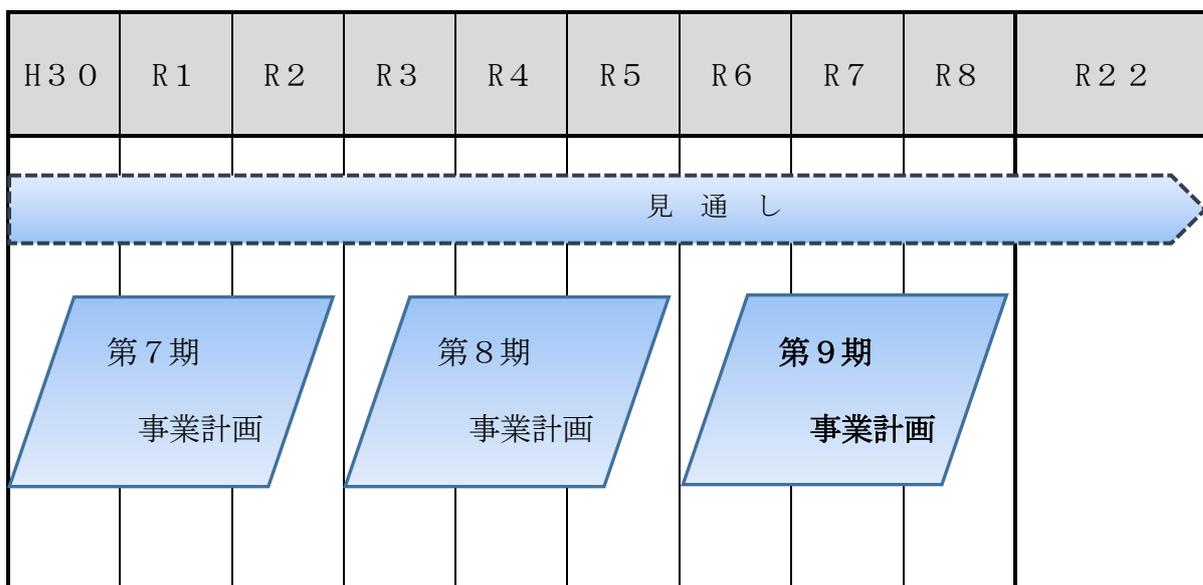
老人福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき策定するものです。

本計画は、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づくとともに、中泊町のまちづくりの総合的な計画である「第2次中泊町長期総合計画」を最上位の計画とし、「中泊町地域福祉計画」をはじめとした各種関連計画や、県の「あおもり高齢者すこやか自立プラン」、「青森県保健医療計画」、「青森県地域医療構想」との整合性に配慮し策定するものです。

3 計画期間

第9期計画は、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とします。

また、本計画は、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を見据えた計画とし、中長期的なサービス・給付・保険料の水準を推計し、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。



4 日常生活圏域の設定

「日常生活圏域」とは、地域包括ケアシステムの実現のために、必要なサービスを身近な地域で受けられる体制の整備を進める単位で、国ではおおむね30分以内にサービス提供される範囲としています。

第8期計画において、日常生活圏域は一つと設定されており、現時点においても地理的条件、人口などの状況に大きな変化は見られないため、第9期計画における日常生活圏域は、引き続き一つと設定しますが、地域共生社会の実現に向け、高齢者、障害者、

児童、生活困窮者等を含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域づくりについて、各地域の実情に即した事業展開を行います。

5 計画見直しにおける国の基本的考え方

【基本的考え方】

- 第9期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標及び優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

【見直しのポイント】

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
 - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要である。
 - ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要である。
 - ・ 中長期的なサービス需要の見込みについて、サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要である。
- ② 在宅サービスの充実
 - ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要である。
 - ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及を図る。

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進する。
- ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待できる。
- ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要である。

② 介護事業所間、医療・介護間の連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤整備

③ 保険者機能の強化

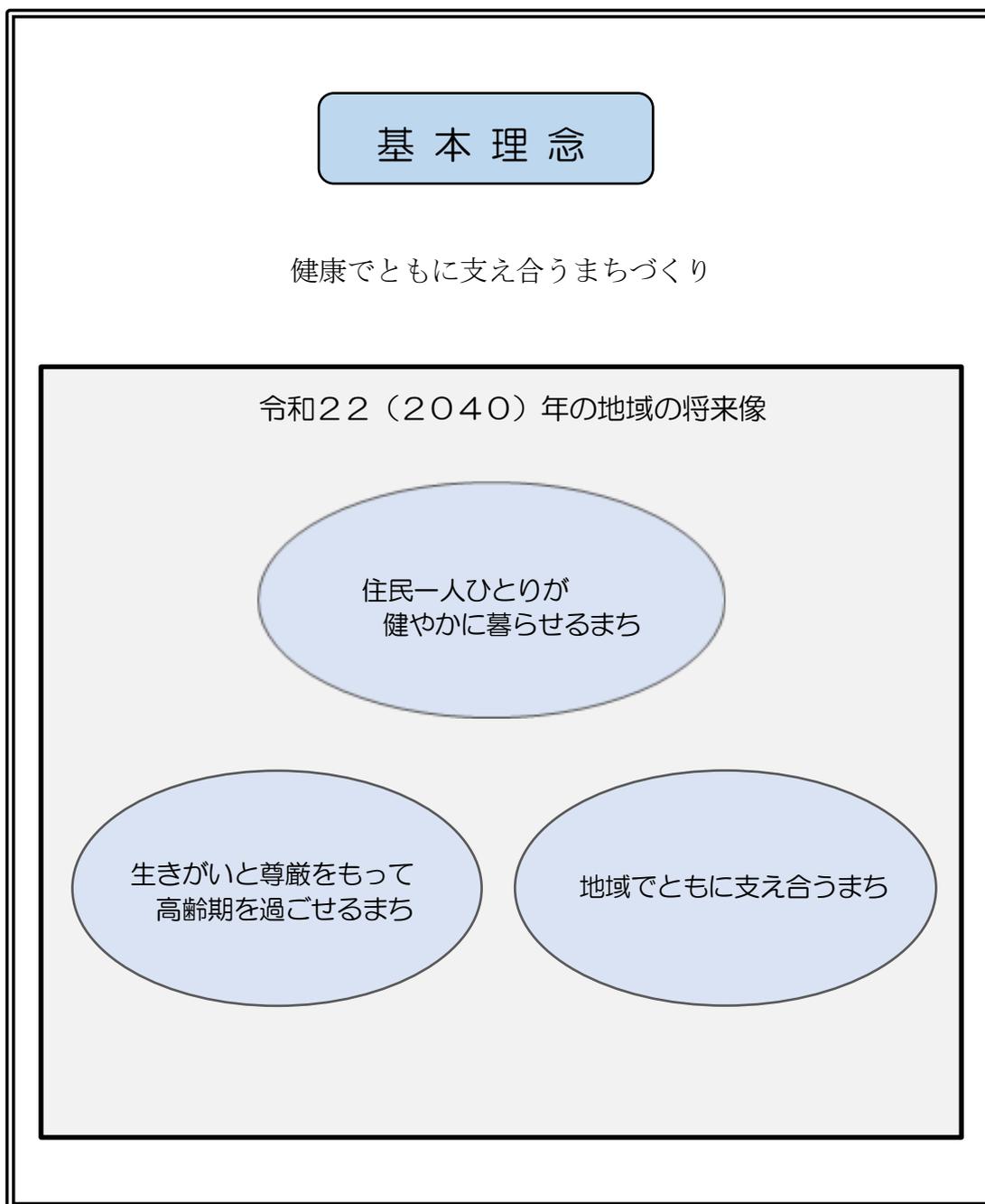
- ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化を推進する。

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施する。
- ・ 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進する。また、介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用する。
- ・ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進する。

6 計画の基本理念・基本目標

本計画においては、これまでの理念や取り組みを発展的に受け継ぎながら、「健康でともに支え合うまちづくり」を目指していきます。



(1) 基本目標

① 介護予防・生きがいつくりの推進

高齢者が健康を保ち、いきいきと自分らしく暮らし続けることができるよう、介護予防・重度化防止に積極的に取り組むことができる環境づくりを進めます。

また、高齢者が地域社会の中で孤立することなく、社会の一員として生きがいを持って社会参加できる環境づくりを進めます。

② 地域包括ケアの推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した暮らしができるよう、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域包括支援センターの機能の深化・推進を図ります。また、地域において見守り・支え合いの推進、住まいの充実などを進め、安全・安心な暮らしの確保を図ります。

③ 尊厳が守られる暮らしの実現

認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深める活動を推進します。

また、高齢者の尊厳を守るため、関係機関と連携しながら高齢者虐待の早期発見、早期対応を行うなど、虐待防止の強化を図ります。

④ 適正な介護サービスの提供

介護を必要とする高齢者が介護サービスを安心して利用できるよう、住み慣れた地域での生活を支えるための介護サービスの充実を図るとともに、介護給付費の適正化を図ります。

また、介護事業所等と連携し災害や感染症対策に係る体制整備を進めます。

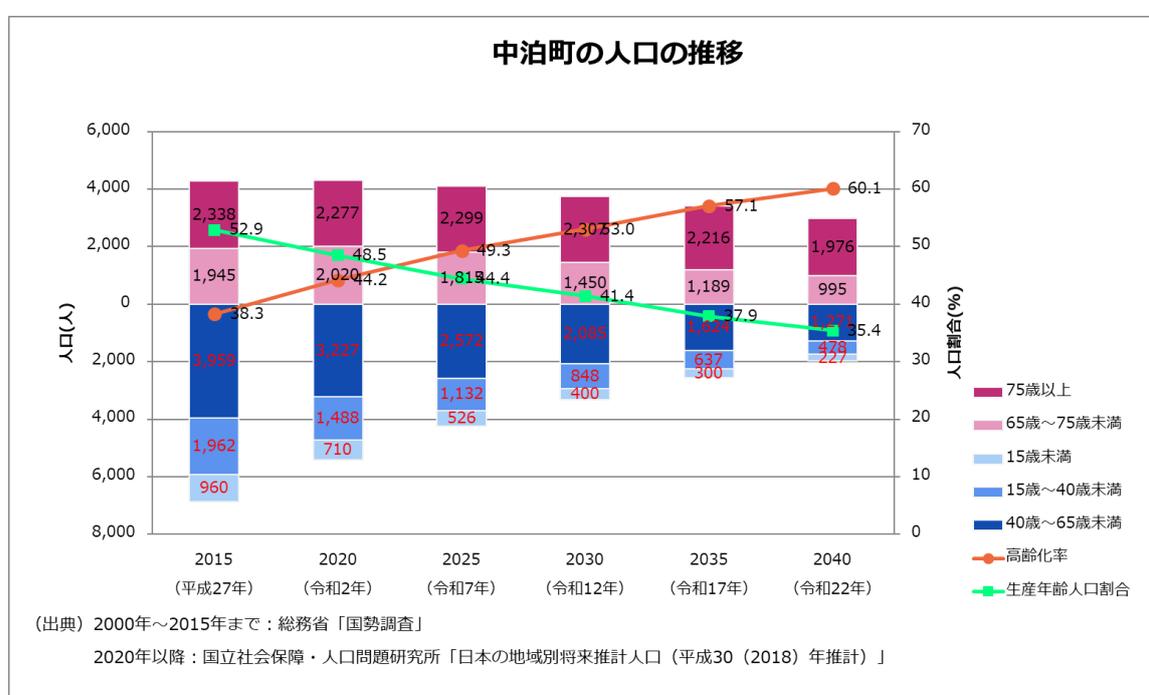
第2章 高齢者等の現状

1 中泊町の人口の推移と将来推計

本町の総人口は、平成27年は11,187人で、国勢調査をベースとした将来推計では、令和7年に8,344人、令和22年には4,947人となると見込まれ、今後も減少傾向が続くものと推計されています。

65歳以上の高齢者人口は、増加傾向で推移していますが、令和2年の4,297人をピークに減少に転じるものと推計されています。

高齢化率については、令和7年には49.3%とほぼ総人口の半数が高齢者となり、団塊ジュニア世代が65歳となる令和22年には60.1%になると推計されており、青森県や全国の高齢化率と比較しても、かなり高齢化の進んでいる町と言えます。



	2015 (平成27年)	2020 (令和2年)	2025 (令和7年)	2030 (令和12年)	2035 (令和17年)	2040 (令和22年)
人口 (人)	11,187	9,722	8,344	7,090	5,966	4,947
15歳未満 (人)	960	710	526	400	300	227
15歳～40歳未満 (人)	1,962	1,488	1,132	848	637	478
40歳～65歳未満 (人)	3,959	3,227	2,572	2,085	1,624	1,271
65歳～75歳未満 (人)	1,945	2,020	1,815	1,450	1,189	995
75歳以上 (人)	2,338	2,277	2,299	2,307	2,216	1,976
生産年齢人口 (人)	5,921	4,715	3,704	2,933	2,261	1,749
高齢者人口 (人)	4,283	4,297	4,114	3,757	3,405	2,971
生産年齢人口割合 (%)	52.9	48.5	44.4	41.4	37.9	35.4
高齢化率 (%)	38.3	44.2	49.3	53.0	57.1	60.1
高齢化率(青森県) (%)	29.9	34.0	36.7	39.1	41.4	44.4
高齢化率(全国) (%)	26.3	28.9	30.0	31.2	32.8	35.3

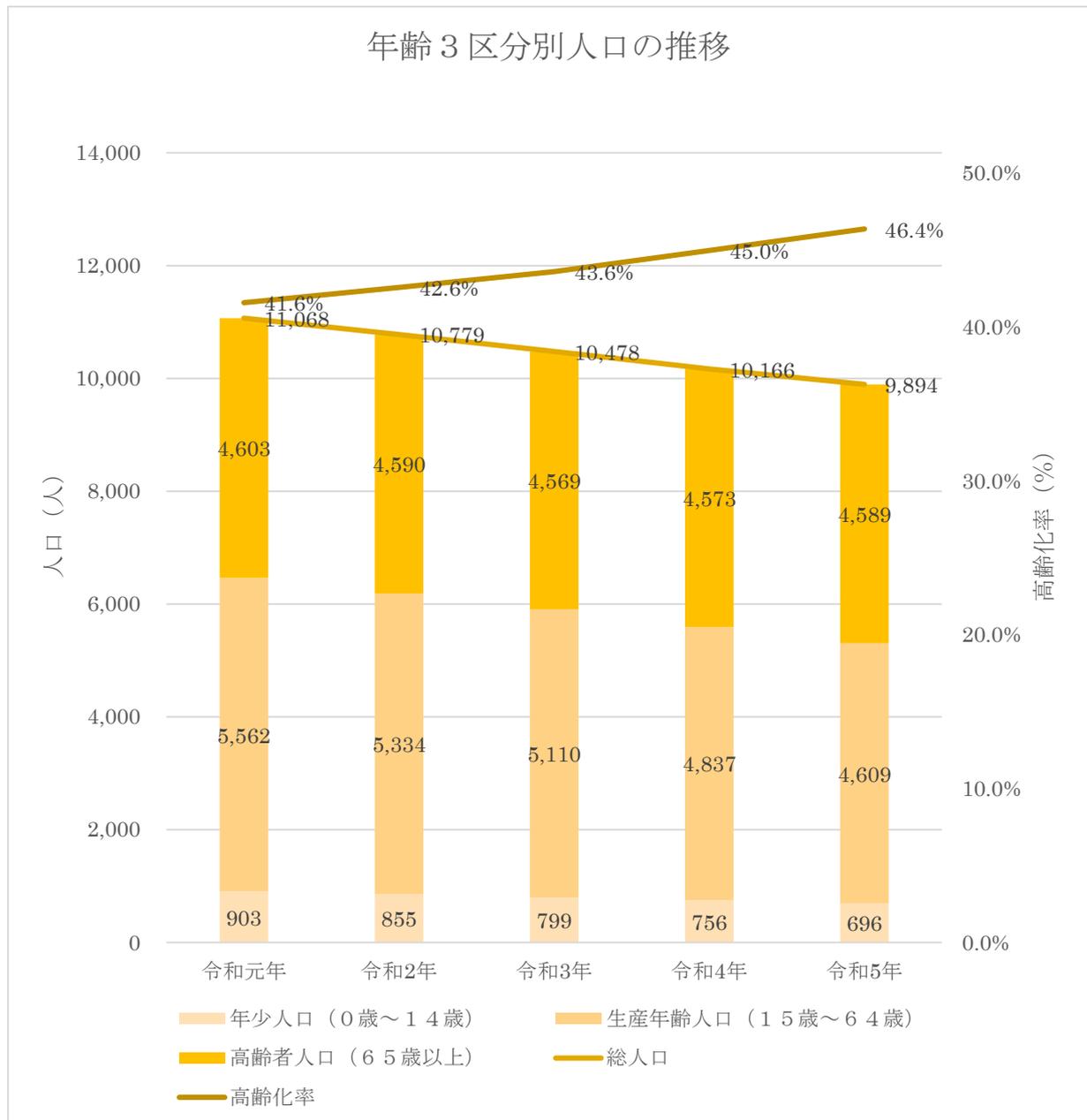
(出典) 2000年～2015年まで：総務省「国勢調査」

2020年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

2 住民基本台帳による人口推移

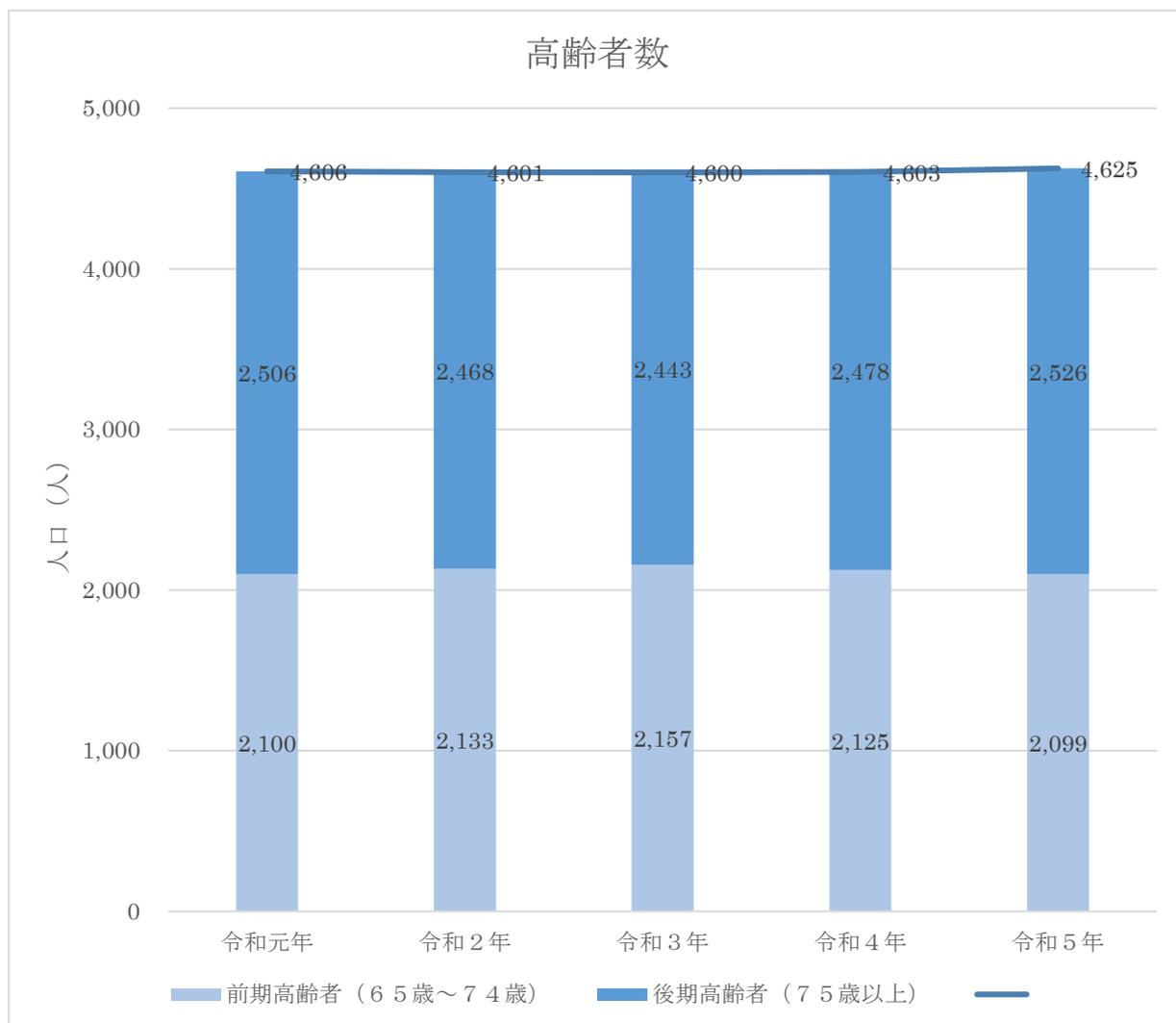
直近の人口推移の把握として、令和元年以降の住民基本台帳における本町の総人口の推移をみると、総人口は、年間約300人程度減少しており、令和5年時点の総人口は9,894人となっています。

高齢化率は上昇傾向にあり令和5年時点の高齢化率は46.4%となっています。



3 高齢者人口の推移

高齢者人口をみると、前期高齢者は、令和3年以降は減少傾向で推移していますが、後期高齢者人口はほぼ横ばいで推移しています。



4 高齢者のいる世帯の状況

総世帯数は、減少傾向にある一方、65歳以上の高齢者のいる世帯は、平成12年で2,557世帯、総世帯数の56.0%でしたが、令和2年は2,752世帯、総世帯数の71.4%を占めており、大幅に増加しています。

また、高齢者単独世帯と高齢者夫婦世帯も年々増加しており、高齢者単独世帯は、令和2年で748世帯、総世帯の19.4%となっており、平成22年から令和2年までの10年間で174世帯増加（10年間で約1.3倍）しており、この傾向は、今後も続くものの、やや穏やかな増加になっていくものと推測されます。

高齢者のいる世帯の状況

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総世帯数 A	4,569 世帯	4,461 世帯	4,370 世帯	4,102 世帯	3,855 世帯
高齢者のいる世帯 B	2,557 世帯	2,731 世帯	2,813 世帯	2,832 世帯	2,752 世帯
比 率B/A	56.0%	61.2%	64.4%	69.0%	71.4%
(青森県)	39.0%	42.9%	45.6%	49.7%	51.7%
(全 国)	32.2%	35.1%	37.2%	40.7%	40.7%
高齢者単独世帯 C	366 世帯	432 世帯	574 世帯	669 世帯	748 世帯
比 率C/A	8.0%	9.7%	13.1%	16.3%	19.4%
(青森県)	6.6%	8.2%	9.8%	12.1%	14.1%
(全 国)	6.5%	7.9%	9.2%	11.1%	12.1%
高齢者夫婦世帯 D	443 世帯	551 世帯	614 世帯	679 世帯	684 世帯
比 率D/A	9.7%	12.4%	14.1%	16.6%	17.7%
(青森県)	7.4%	8.8%	9.7%	11.7%	12.0%
(全 国)	7.8%	9.1%	10.1%	12.0%	11.7%

※資料：国勢調査10月1日現在

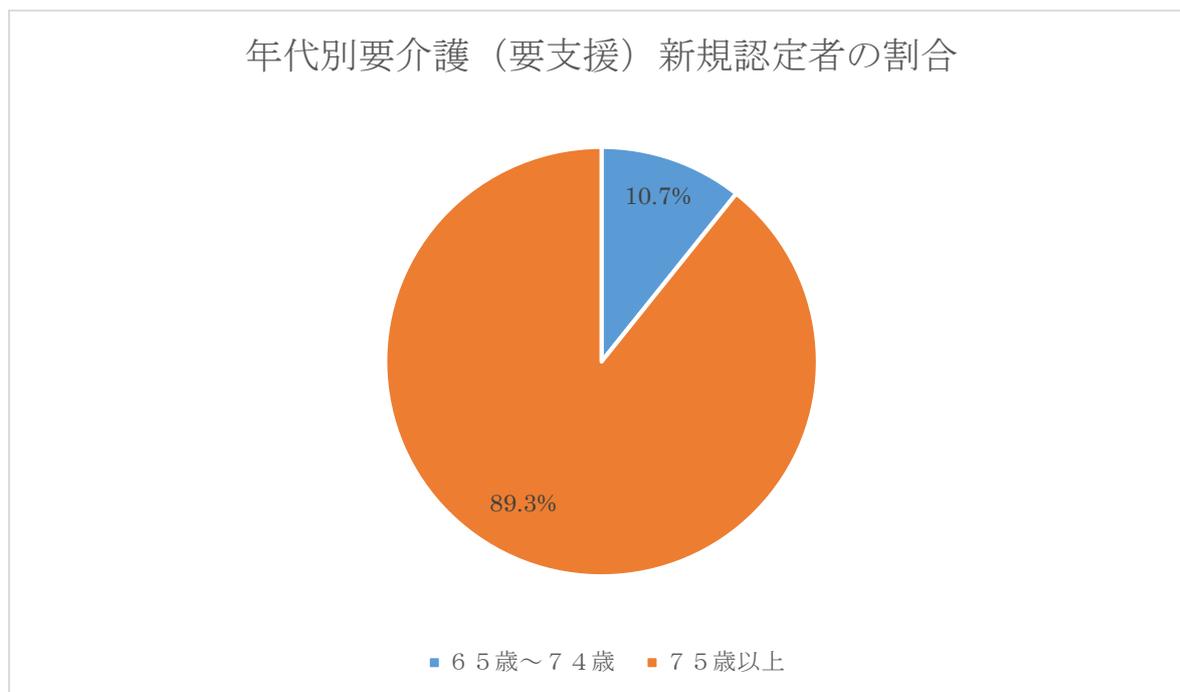
※高齢者単独世帯とは、65歳以上の一人暮らし高齢者世帯。

※高齢者夫婦世帯は、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯。

5 年代別要介護（要支援）認定者の状況

令和5年3月時点において、本町の第1号被保険者の年代別要介護（要支援）認定者の割合は、75歳以上の後期高齢者が全体の89.3%を占めています。

後期高齢者のうち90歳以上が全体の33.3%と最も割合が高く、次いで85歳～89歳、80歳～84歳の順となっています。



要介護（要支援）新規認定者の年代別内訳

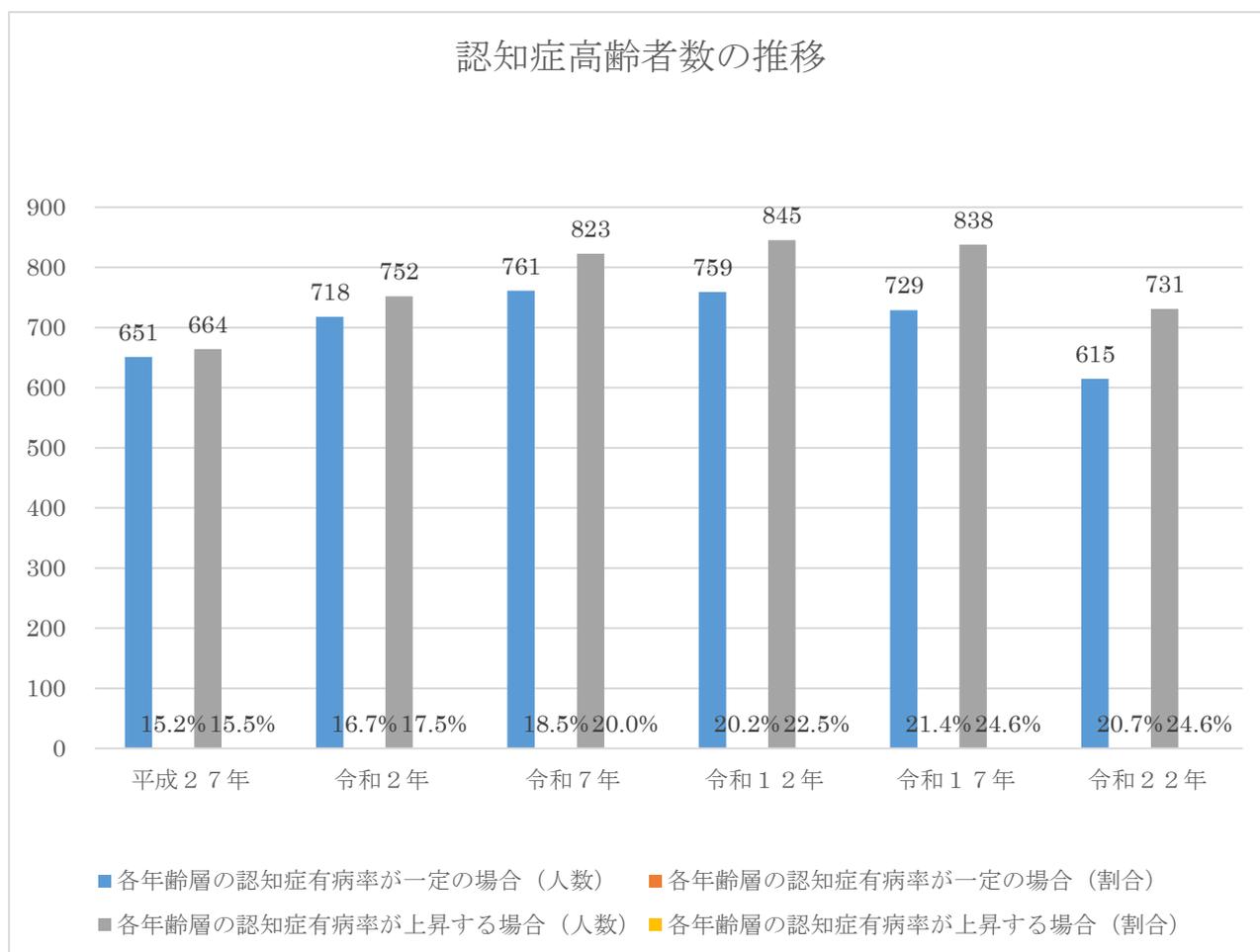
区分	要介護(要支援) 認定者数	割合
新規要支援・要介護認定者数（65-69歳）	30	3.7%
新規要支援・要介護認定者数（70-74歳）	57	7.0%
新規要支援・要介護認定者数（75-79歳）	70	8.6%
新規要支援・要介護認定者数（80-84歳）	138	16.9%
新規要支援・要介護認定者数（85-89歳）	250	30.5%
新規要支援・要介護認定者数（90歳以上）	273	33.3%
新規要支援・要介護認定者数合計	818	100.0%

※「介護保険事業状況報告書 令和5年3月分」より抜粋

6 認知症高齢者の推移

本町の認知症高齢者は、各年齢層の認知症有病率が一定の場合では、平成27年の651人に対し、年々増加を続け、令和7年には761人となり、その後高齢者人口の減少とともに減少し、令和22年には615人と推計されます。

一方、各年齢層の認知症有病率が上昇する場合は、平成27年の664人に対し、年々増加を続け、令和12年には845人になり、その後高齢者人口の減少とともに減少し、令和22年には731人と推計されます。



※65歳以上人口（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」を基に、「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究（平成26年厚生労働省科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授）」により推計

第3章 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査

1 調査目的

本計画策定の基礎調査として、高齢者の日常生活や健康状態の把握とともに、介護離職の防止等を目的に家族介護者の状況等を把握するために実施しました。

2 調査概要

調査の対象

種類	対象
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	65歳以上の町民（要介護認定者を除く）
在宅介護実態調査	要介護認定者

調査（配布）の方法・時期

- ・調査方法：郵送配布・郵送回収
- ・配布回収時期：令和5年7月

アンケート票配布数と回収状況

種類	配布数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,500	889	59.3%
在宅介護実態調査	450	210	46.6%

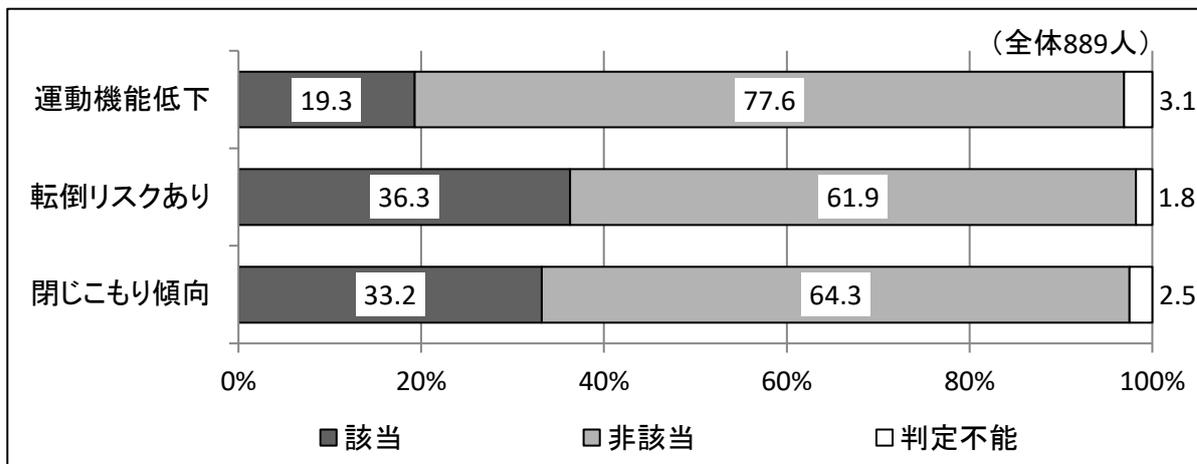
3 主な調査結果

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

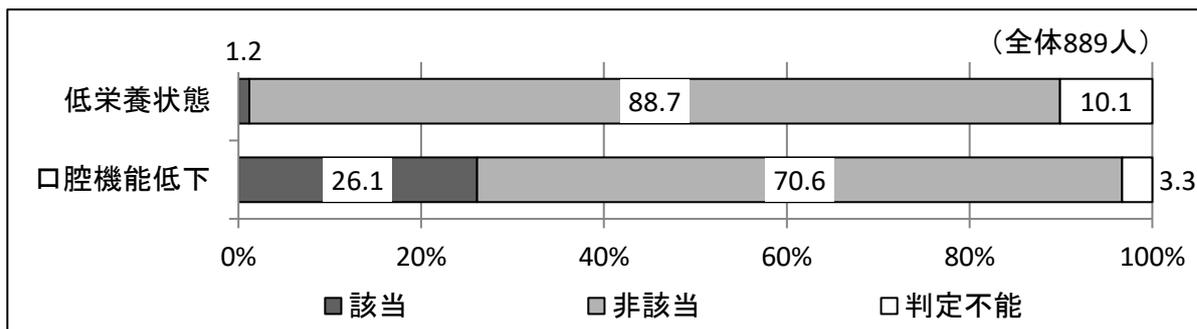
① 生活機能評価

- ・生活機能評価を見ると、「該当（リスクあり）」の割合は、運動機能低下が19.3%、転倒リスクありが36.3%、閉じこもり傾向が33.2%、低栄養状態が1.2%、口腔機能低下が26.1%、認知機能低下が54.1%、うつ傾向が41.1%となっています。

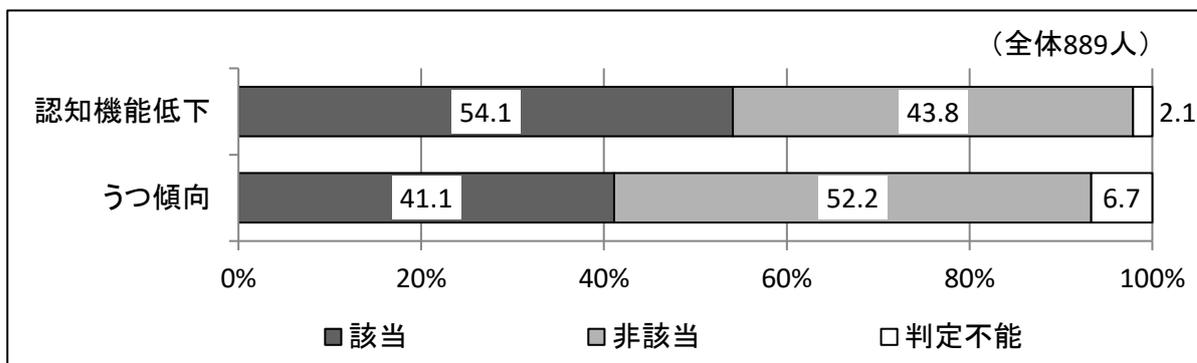
生活機能評価（運動器機能・転倒リスク・閉じこもり）



生活機能評価（低栄養・口腔機能）



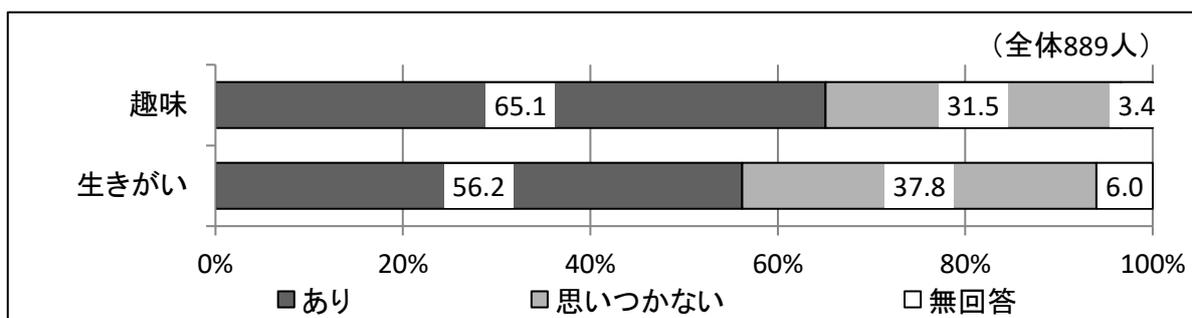
生活機能評価（認知機能・うつ傾向）



② 趣味や生きがい

- ・趣味がある人は65.1%、生きがいがある人は56.2%です。
- ・趣味の有無について、生きがいありの場合は「趣味あり」が86.0%と、思いつかない場合（36.9%）と比べて多くなっています。

趣味・生きがいの有無



【趣味はありますか・生きがいはありますか】

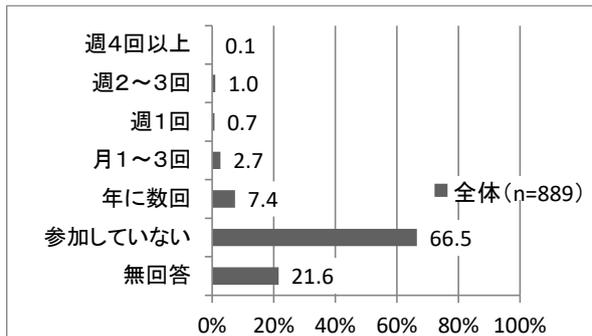
	合計(n)	問4-17 趣味はありますか			問4-18 生きがいはありますか			
		趣味あり	思いつかない	無回答	生きがいあり	思いつかない	無回答	
全体	889	65.1%	31.5%	3.4%	56.2%	37.8%	6.0%	
年齢	65～74歳	444	67.8%	30.6%	1.6%	58.1%	37.6%	4.3%
	75～84歳	308	66.2%	29.9%	3.9%	56.8%	37.0%	6.2%
	85歳以上	137	54.0%	38.0%	8.0%	49.0%	40.1%	10.9%
家族構成	1人暮らし	162	59.2%	34.6%	6.2%	56.8%	34.6%	8.6%
	夫婦2人暮らし	375	68.5%	28.8%	2.7%	57.1%	36.8%	6.1%
	息子・娘との2世帯	171	63.7%	35.1%	1.2%	55.6%	42.1%	2.3%
要介護状態区分	その他	150	68.6%	28.7%	2.7%	57.3%	36.7%	6.0%
	一般高齢者	857	65.5%	31.2%	3.3%	56.5%	37.5%	6.0%
	要支援1・2	32	53.1%	40.6%	6.3%	46.8%	46.9%	6.3%
生きがいの有無	生きがいあり	500	86.0%	12.8%	1.2%	100.0%	0.0%	0.0%
	思いつかない	336	36.9%	62.8%	0.3%	0.0%	100.0%	0.0%

③ 地域活動への参加状況

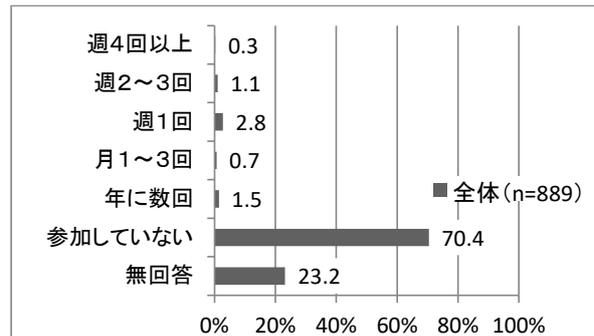
- ・参加している割合（年に数回以上）が高いのは、「⑧収入のある仕事」が30.7%、「⑦町内会・自治会」が20.8%、「③趣味関係のグループ」が13.4%と、これらが上位3つです。

地域活動・グループ活動等への参加率

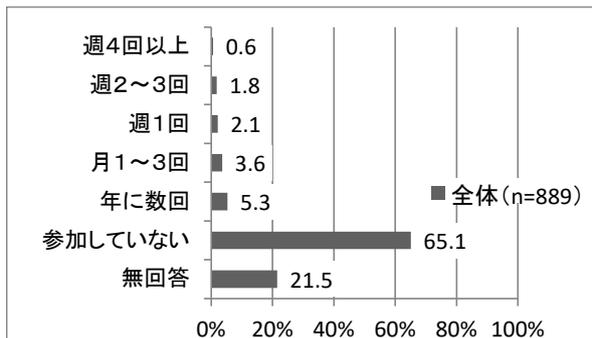
①ボランティアのグループ



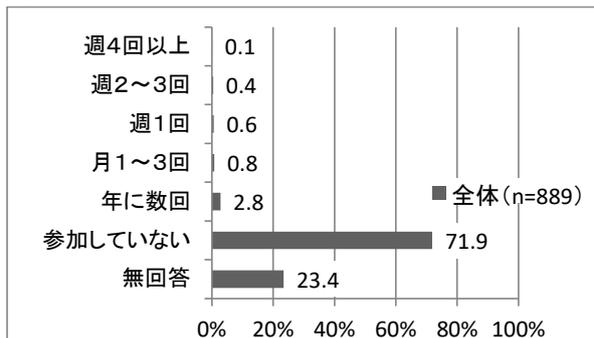
②スポーツ関係のグループやクラブ



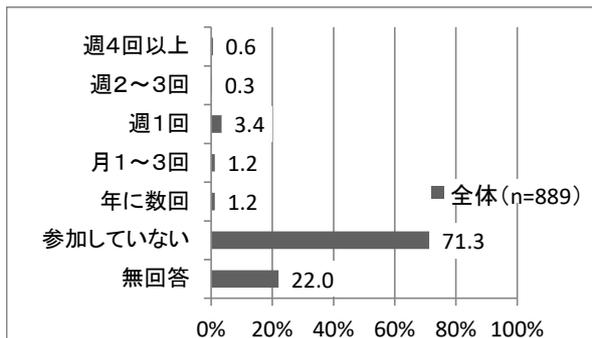
③趣味関係のグループ



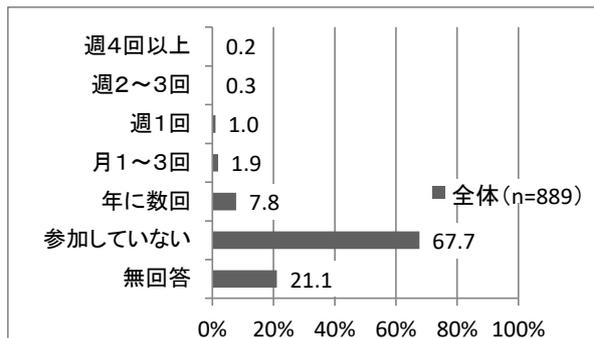
④学習・教養サークル



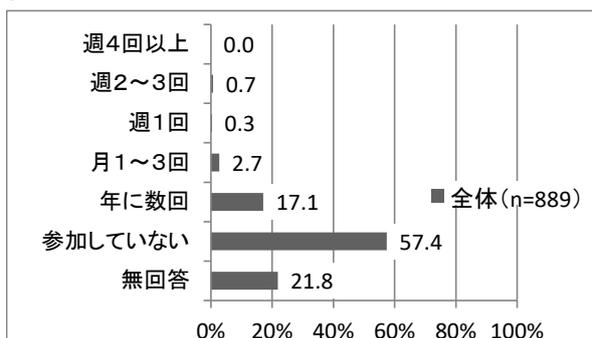
⑤介護予防のための通いの場（いきいき百歳体操）



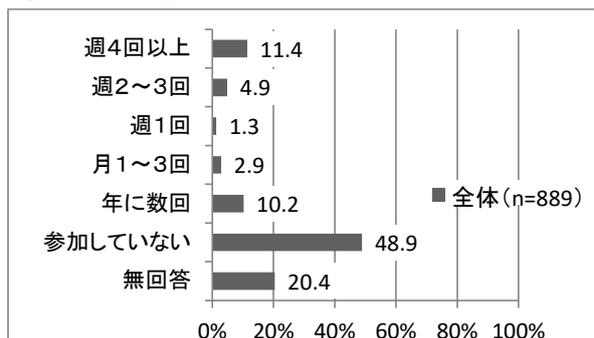
⑥老人クラブ



⑦町内会・自治会



⑧収入のある仕事

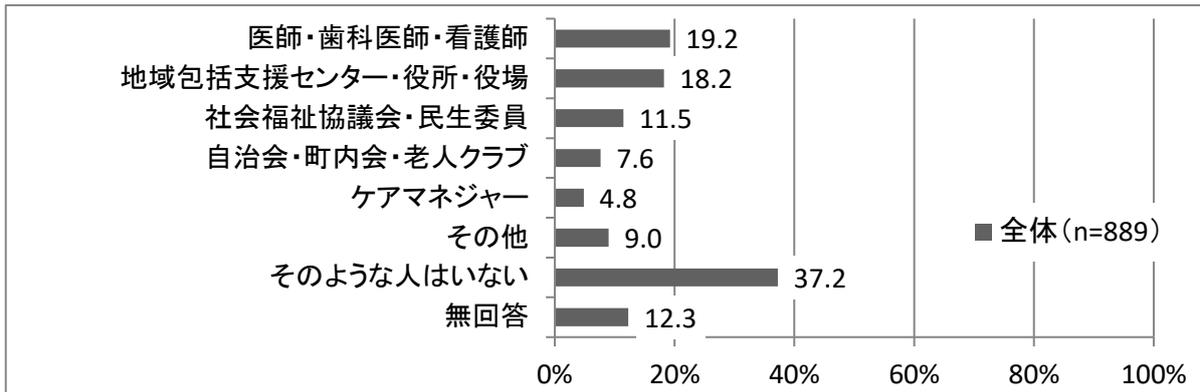


④ 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手

・「そのような人はいない」が37.2%と最も高く、次いで「医師・歯科医師・看護師」が19.2%、「地域包括支援センター・役所・役場」が18.2%、「社会福祉協議会・民生委員」が11.5%と続いています。

・要支援1・2は、「地域包括支援センター・役所・役場」が28.1%、「そのような人はいない」も28.1%となっています。

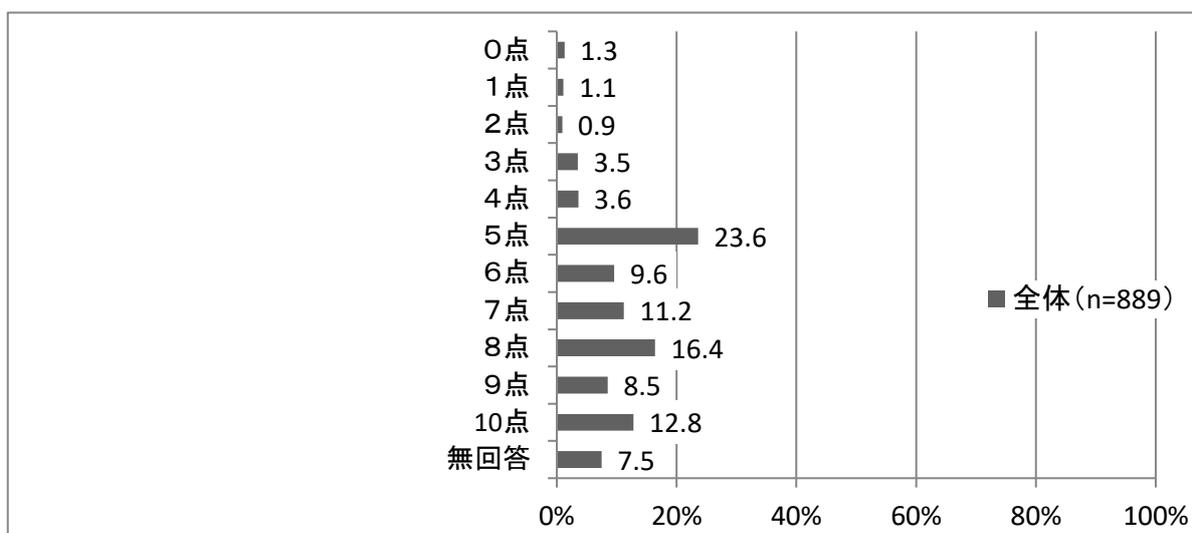
家族や友人・知人以外の相談相手



		合計(n)	自治会・町内会・老人クラブ	社会福祉協議会・民生委員	ケアマネジャー	医師・歯科医師・看護師	地域包括支援センター・役所・役場	その他	そのような人はいない	無回答
全体		889	7.6%	11.5%	4.8%	19.2%	18.2%	9.0%	37.2%	12.3%
年齢	65～74歳	444	7.9%	9.9%	3.4%	16.9%	16.2%	9.2%	43.9%	9.9%
	75～84歳	308	8.1%	14.9%	5.8%	22.1%	20.1%	8.4%	32.1%	13.0%
	85歳以上	137	5.8%	8.8%	7.3%	20.4%	20.4%	9.5%	27.0%	18.2%
家族構成	1人暮らし	162	5.6%	13.0%	5.6%	16.7%	20.4%	6.2%	35.2%	16.7%
	夫婦2人暮らし	375	7.5%	13.1%	4.3%	17.1%	16.0%	6.9%	40.8%	13.1%
	息子・娘との2世帯	171	11.1%	9.9%	4.7%	24.0%	20.5%	9.4%	32.7%	11.7%
	その他	150	5.3%	8.7%	4.0%	22.7%	18.0%	16.7%	36.7%	5.3%
要介護状態区分	一般高齢者	857	7.8%	11.8%	4.1%	19.5%	17.9%	8.9%	37.6%	12.3%
	要支援1・2	32	3.1%	3.1%	25.0%	12.5%	28.1%	12.5%	28.1%	12.5%
生きがいの有無	生きがいあり	500	10.0%	13.4%	4.8%	23.2%	20.0%	9.0%	31.0%	12.6%
	思いつかない	336	4.5%	8.9%	4.5%	14.0%	15.5%	8.6%	48.8%	9.2%

- ⑤ 現在の幸福度（「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点として点数化）
- ・「5点」が23.6%、「8点」が16.4%、「10点」が12.8%と続いています。
 - ・1人暮らしは平均点が「6.13点」と、他の家族構成と比べて低くなっています。
 - ・生きがいありの場合は、平均点が7.29点と高く、生きがいについて思いつかない場合は、5.72点と低くなっています。

現在の幸福度（主観的幸福度）



【現在の幸福度（主観的幸福度）の平均点】

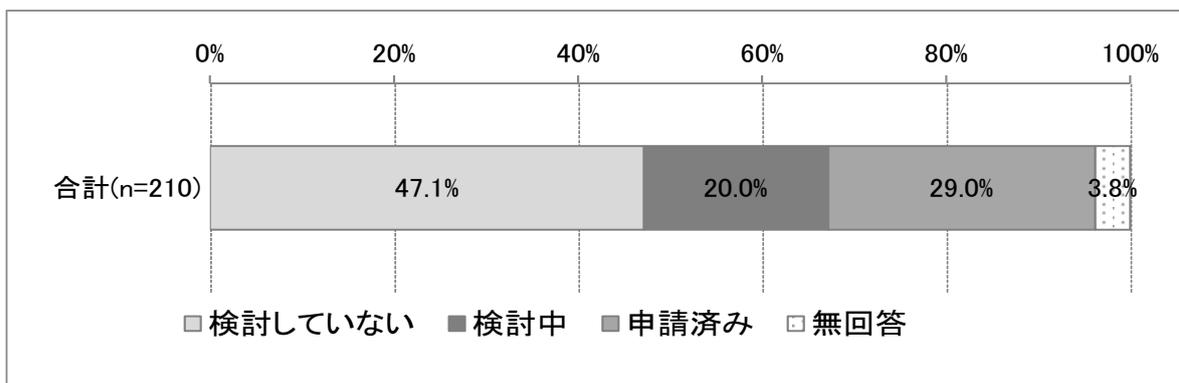
		合計(n) ※無回答 を除く	平均点
全体		822	6.68点
年齢	65～74歳	418	6.59点
	75～84歳	287	6.84点
	85歳以上	117	6.58点
家族構成	1人暮らし	141	6.13点
	夫婦2人暮らし	350	6.83点
	息子・娘との2世帯	160	7.19点
	その他	146	6.54点
要介護状態 区分	一般高齢者	796	6.72点
	要支援1・2	26	5.46点
生きがいの 有無	生きがいあり	469	7.29点
	思いつかない	311	5.72点

(2) 在宅介護実態調査

① 施設等への入所・入居の検討状況

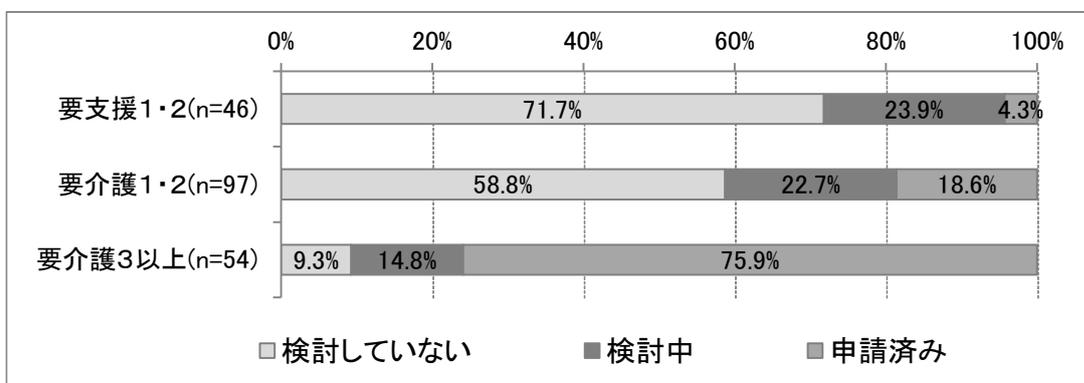
- ・「検討していない」の割合が最も高く47.1%となっている。次いで、「申請済み(29.0%)」、「検討中(20.0%)」となっている。

施設等への入所・入居の検討状況



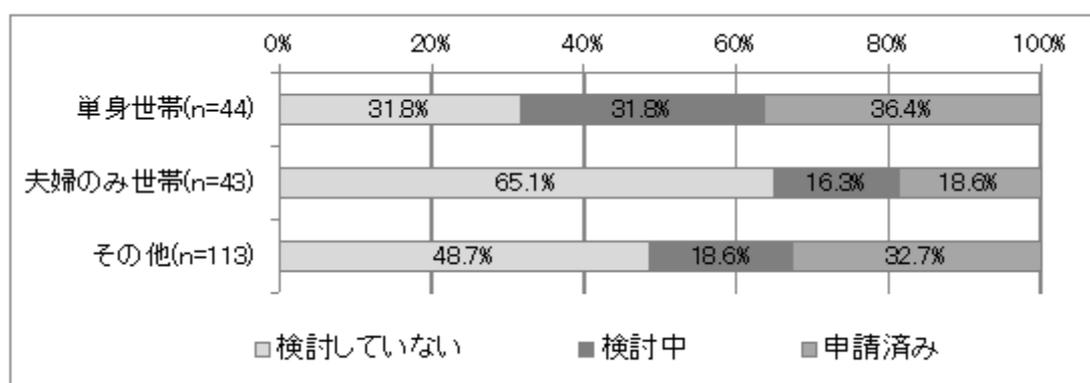
【要介護度別・施設等検討の状況】

施設等の検討状況を二次判定結果別にみると、「要支援1・2」では「検討していない」が71.7%ともっとも割合が高く、次いで「検討中」が23.9%、「申請済み」が4.3%となっている。「要介護1・2」では「検討していない」が58.8%ともっとも割合が高く、次いで「検討中」が22.7%、「申請済み」が18.6%となっている。「要介護3以上」では「申請済み」が75.9%ともっとも割合が高く、次いで「検討中」が14.8%、「検討していない」が9.3%となっている。



【世帯類型別・施設等検討の状況】

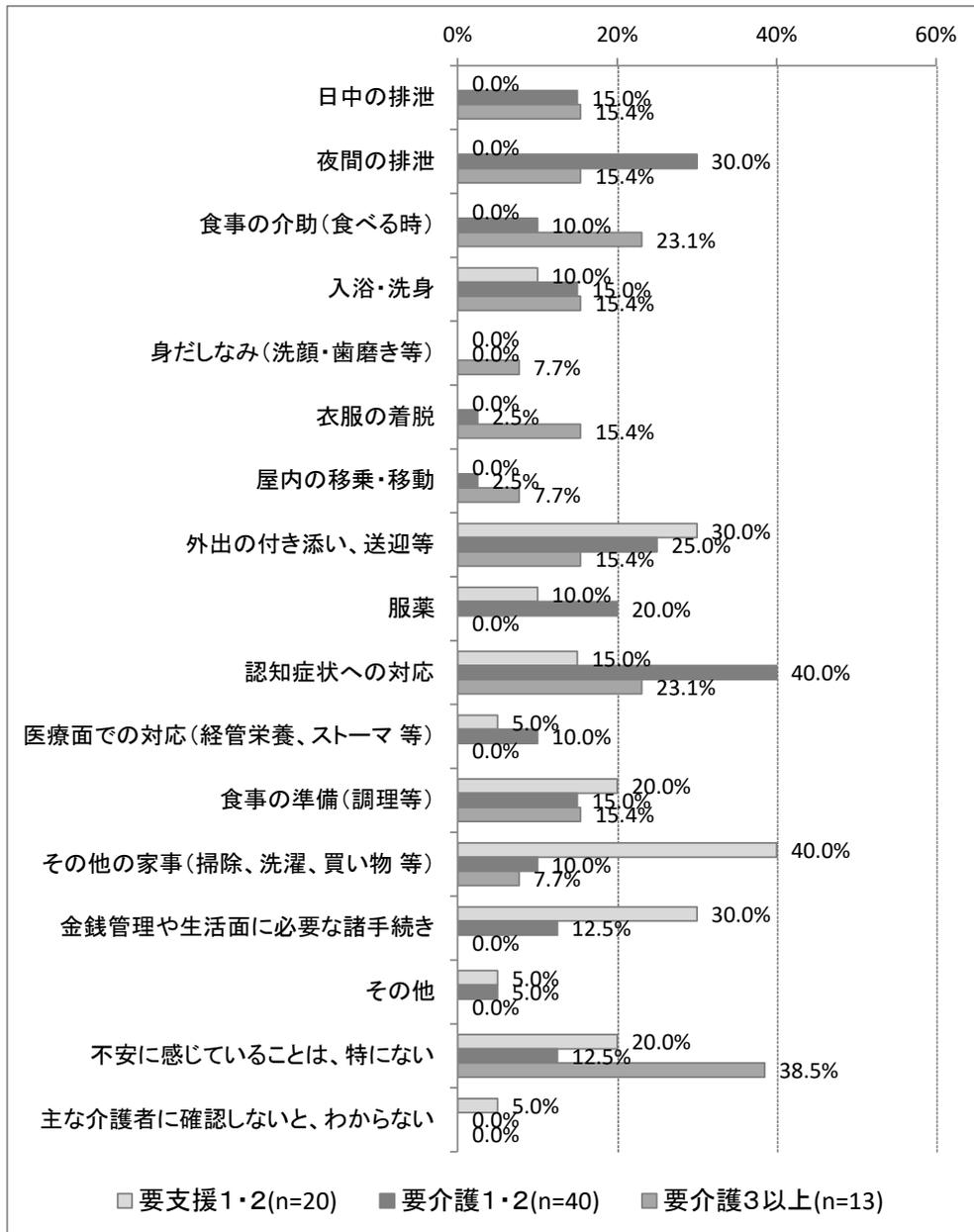
施設等の検討状況を世帯類型別にみると、「単身世帯」では「申請済み」が36.4%と最も割合が高く、次いで「検討していない」、「検討中」が31.8%となっている。「夫婦のみ世帯」では「検討していない」が65.1%と最も割合が高く、次いで「申請済み」が18.6%、「検討中」が16.3%となっている。「その他」では「検討していない」が48.7%と最も割合が高く、次いで「申請済み」が32.7%、「検討中」が18.6%となっている。



② 要介護度別・介護者が不安に感じる介護

介護者が不安に感じる介護を二次判定結果別にみると、「要支援1・2」では「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が40.0%と最も割合が高く、次いで「外出の付き添い、送迎等」、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が30.0%、「食事の準備（調理等）」、「不安に感じていることは、特にない」が20.0%となっている。「要介護1・2」では「認知症状への対応」が40.0%と最も割合が高く、次いで「夜間の排泄」が30.0%、「外出の付き添い、送迎等」が25.0%となっている。「要介護3以上」では「不安に感じていることは、特にない」が38.5%と最も割合が高く、次いで「食事の介助（食べる時）」、「認知症状への対応」が23.1%、「日中の排泄」、「夜間の排泄」、「入浴・洗身」、「衣服の着脱」、「外出の付き添い、送迎等」、「食事の準備（調理等）」が15.4%となっている。

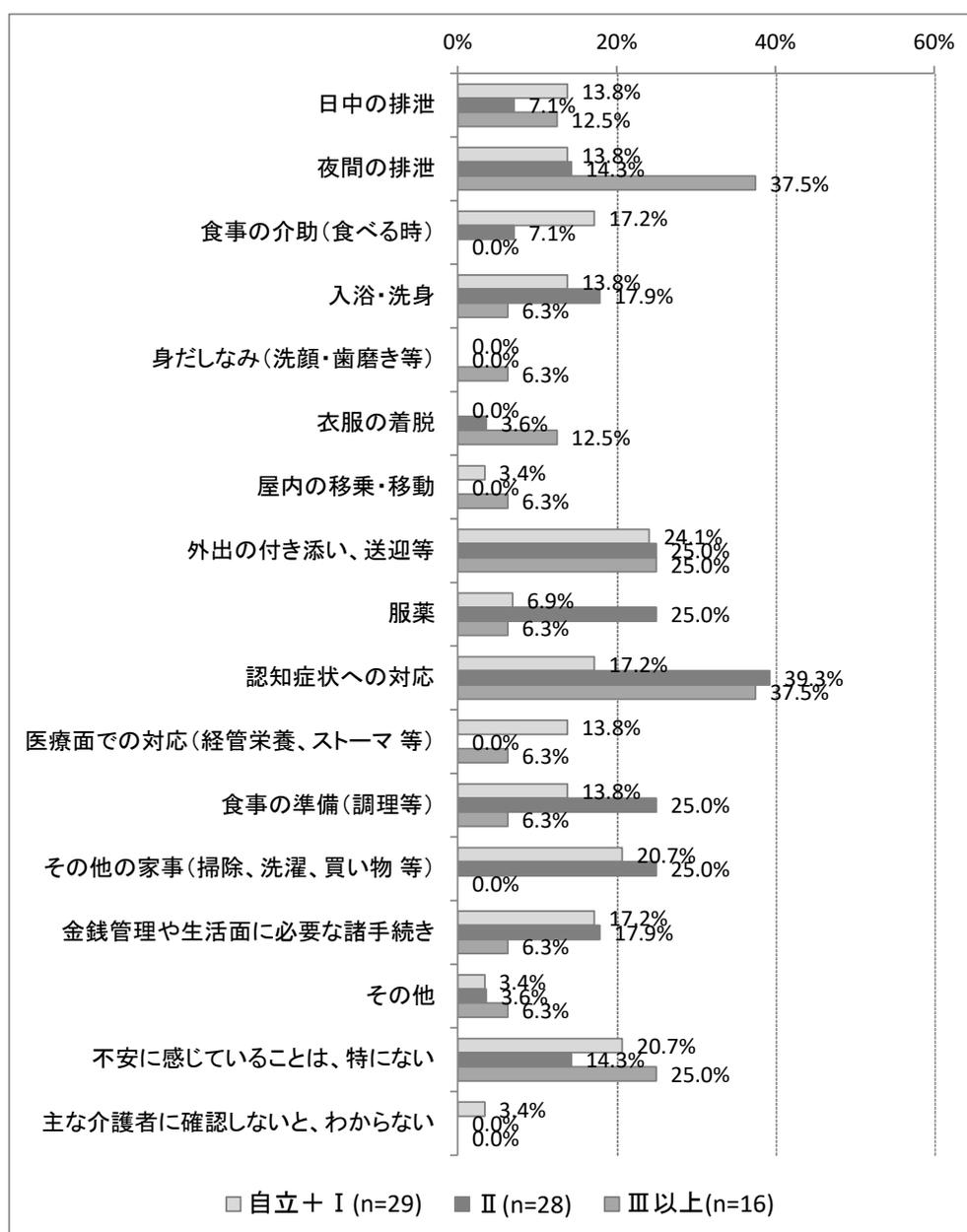
要介護度別・介護者が不安に感じる介護



③ 認知症自立度別・介護者が不安に感じる介護

介護者が不安に感じる介護を認知症高齢者自立度別にみると、「自立+Ⅰ」では「外出の付き添い、送迎等」が24.1%ともっとも割合が高く、次いで「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」、「不安に感じていることは、特にない」が20.7%、「食事の介助(食べる時)」、「認知症状への対応」、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が17.2%となっている。「Ⅱ」では「認知症状への対応」が39.3%ともっとも割合が高く、次いで「外出の付き添い、送迎等」、「服薬」、「食事の準備(調理等)」、「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」が25.0%、「入浴・洗身」、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が17.9%となっている。「Ⅲ以上」

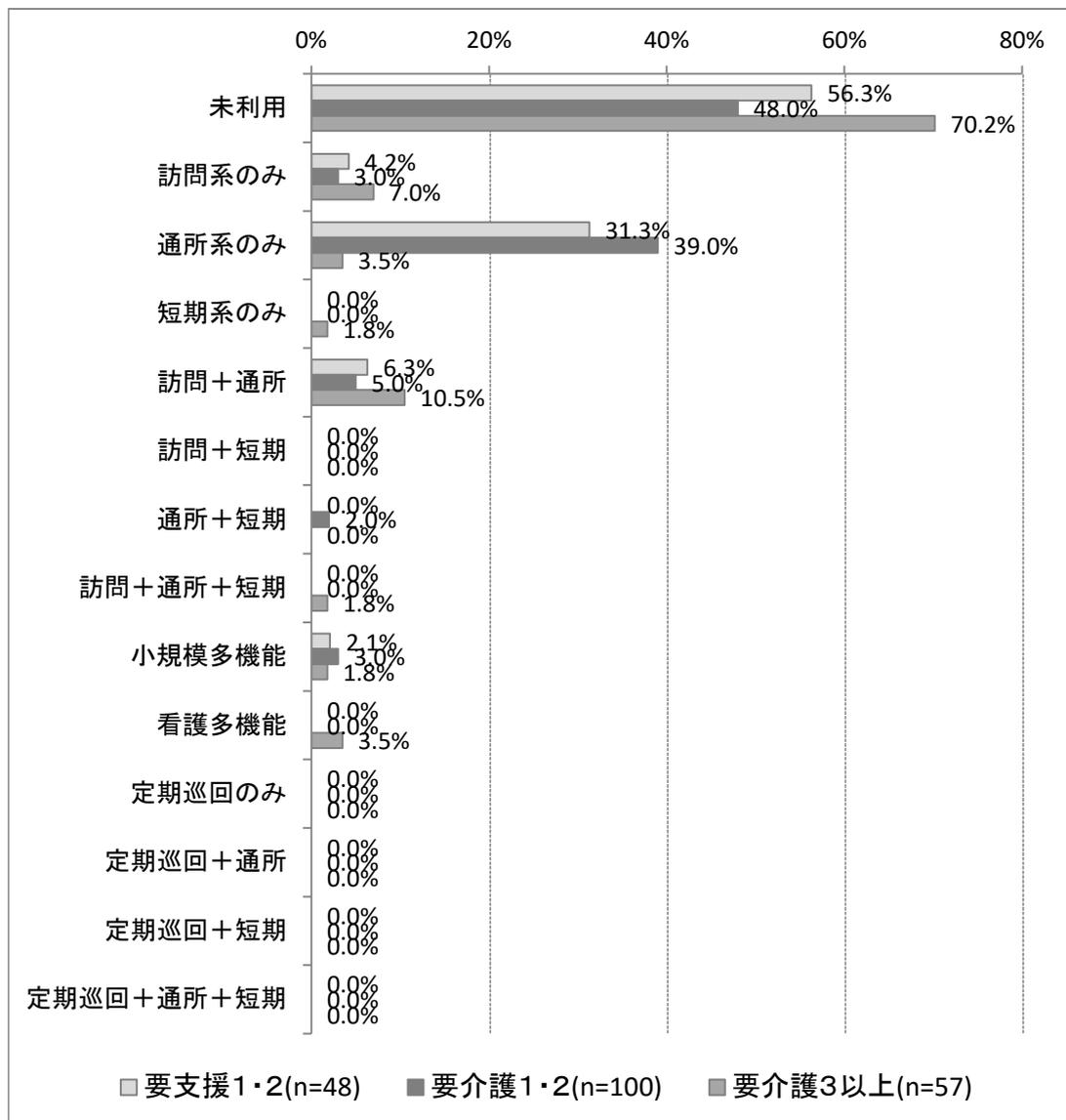
では「夜間の排泄」、「認知症状への対応」が37.5%ともっとも割合が高く、次いで「外出の付き添い、送迎等」、「不安に感じていることは、特にない」が25.0%、「日中の排泄」、「衣服の着脱」が12.5%となっている。



④ 要介護度別・サービス利用の組み合わせ

サービス利用の組み合わせを二次判定結果別にみると、「要支援1・2」では「未利用」が56.3%と最も割合が高く、次いで「通所系のみ」が31.3%、「訪問+通所」が6.3%となっている。「要介護1・2」では「未利用」が48.0%と最も割合が高く、次いで「通所系のみ」が39.0%、「訪問+通所」が5.0%となっている。「要介護3以上」では「未利用」が70.2%と最も割合が高く、次いで「訪問+通所」が10.5%、「訪問系のみ」が7.0%となっている。

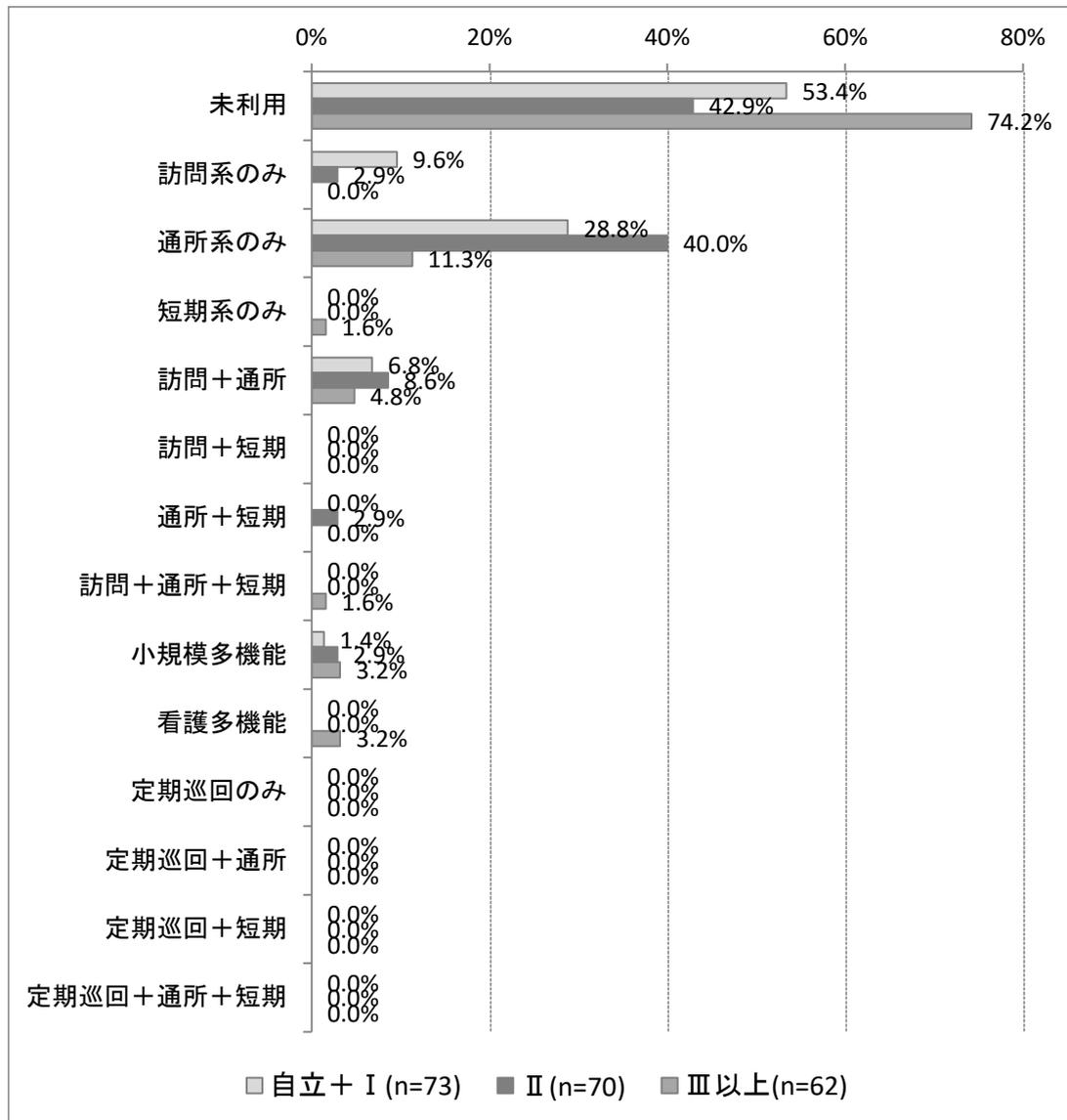
要介護度別・サービス利用の組み合わせ



⑤ 認知症自立度別・サービス利用の組み合わせ】

サービス利用の組み合わせを認知症高齢者自立度別にみると、「自立+Ⅰ」では「未利用」が53.4%ともっとも割合が高く、次いで「通所系のみ」が28.8%、「訪問系のみ」が9.6%となっている。「Ⅱ」では「未利用」が42.9%ともっとも割合が高く、次いで「通所系のみ」が40.0%、「訪問+通所」が8.6%となっている。「Ⅲ以上」では「未利用」が74.2%ともっとも割合が高く、次いで「通所系のみ」が11.3%、「訪問+通所」が4.8%となっている。

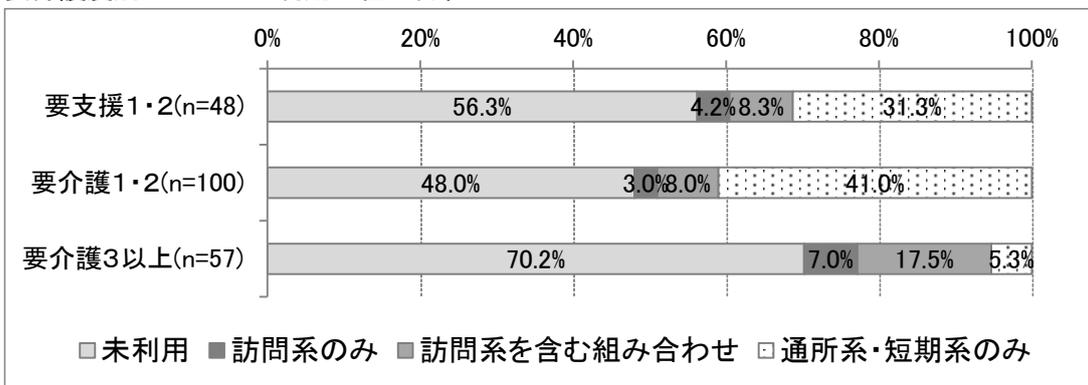
認知症自立度別・サービス利用の組み合わせ



⑥ 要介護度別・サービス利用の組み合わせ

サービス利用の組み合わせを二次判定結果別にみると、「要支援1・2」では「未利用」が56.3%と最も割合が高く、次いで「通所系・短期系のみ」が31.3%、「訪問系を含む組み合わせ」が8.3%となっている。「要介護1・2」では「未利用」が48.0%と最も割合が高く、次いで「通所系・短期系のみ」が41.0%、「訪問系を含む組み合わせ」が8.0%となっている。「要介護3以上」では「未利用」が70.2%と最も割合が高く、次いで「訪問系を含む組み合わせ」が17.5%、「訪問系のみ」が7.0%となっている。

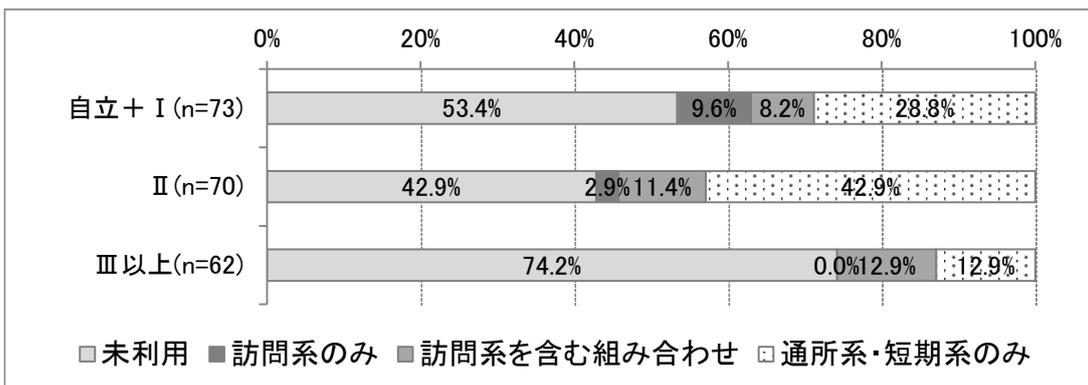
要介護度別・サービス利用の組み合わせ



⑦ 認知症自立度別・サービス利用の組み合わせ

サービス利用の組み合わせを認知症高齢者自立度別にみると、「自立+Ⅰ」では「未利用」が53.4%と最も割合が高く、次いで「通所系・短期系のみ」が28.8%、「訪問系のみ」が9.6%となっている。「Ⅱ」では「未利用」、「通所系・短期系のみ」が42.9%と最も割合が高く、次いで「訪問系を含む組み合わせ」が11.4%、「訪問系のみ」が2.9%となっている。「Ⅲ以上」では「未利用」が74.2%と最も割合が高く、次いで「訪問系を含む組み合わせ」、「通所系・短期系のみ」が12.9%、「訪問系のみ」が0.0%となっている。

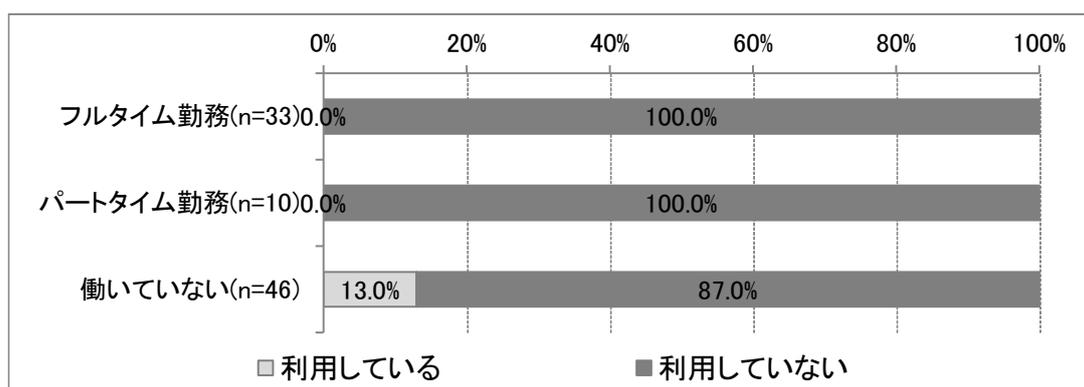
認知症自立度別・サービス利用の組み合わせ



⑧ 就労状況別 訪問診療の利用の有無

訪問診療の利用の有無を介護者の勤務形態別にみると、「フルタイム勤務」では「利用していない」が100.0%となっている。「パートタイム勤務」では「利用していない」が100.0%となっている。「働いていない」では「利用していない」が87.0%ともっとも割合が高く、次いで「利用している」が13.0%となっている。

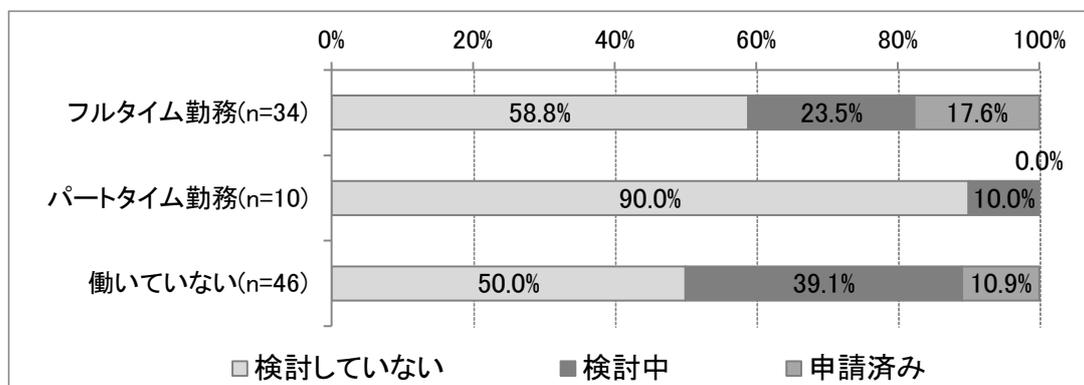
就労状況別 訪問診療の利用の有無



⑨ 就労状況別 施設等検討の状況

施設等の検討状況を介護者の勤務形態別にみると、「フルタイム勤務」では「検討していない」が58.8%ともっとも割合が高く、次いで「検討中」が23.5%、「申請済み」が17.6%となっている。「パートタイム勤務」では「検討していない」が90.0%ともっとも割合が高く、次いで「検討中」が10.0%、「申請済み」が0.0%となっている。「働いていない」では「検討していない」が50.0%ともっとも割合が高く、次いで「検討中」が39.1%、「申請済み」が10.9%となっている。

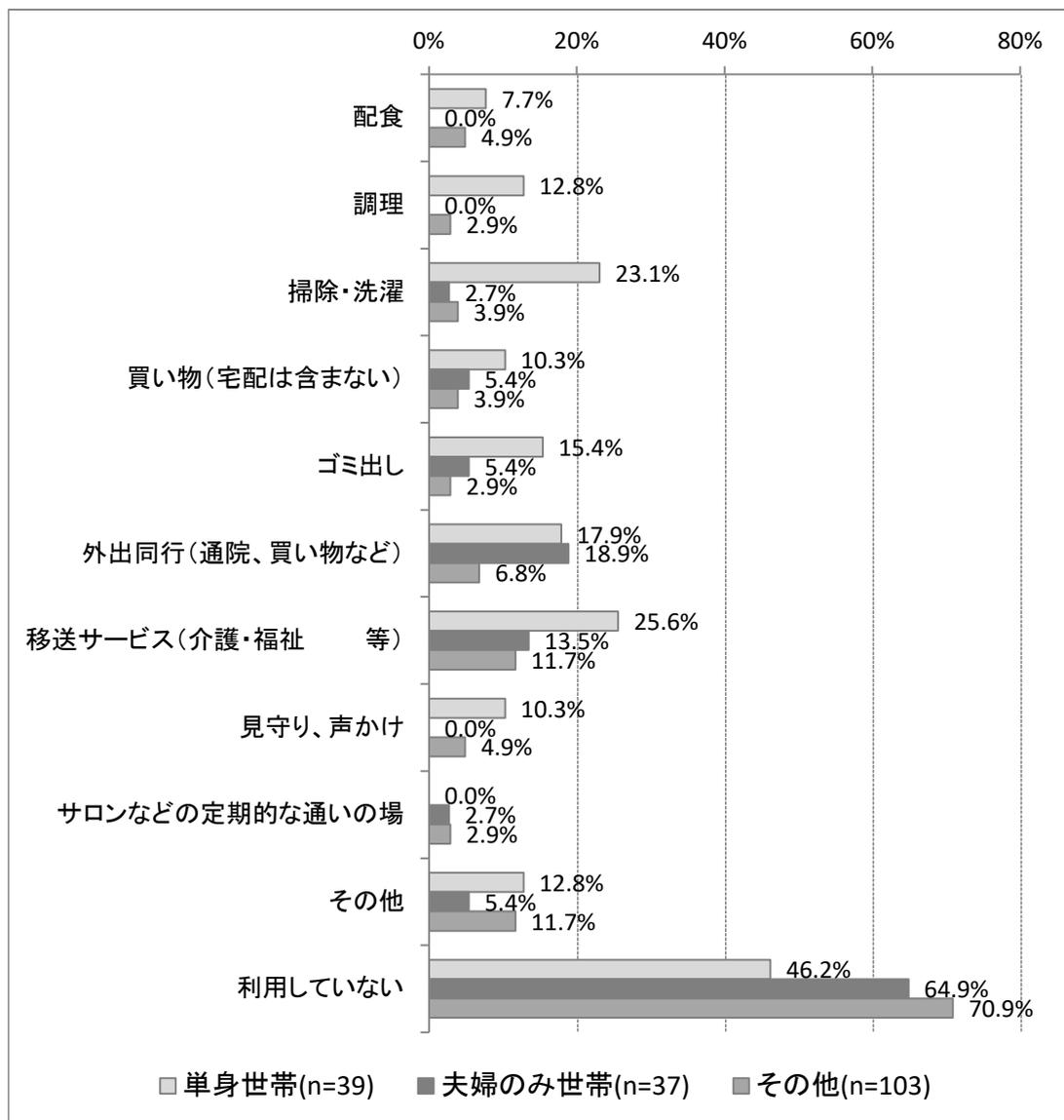
就労状況別 施設等検討の状況



⑩ 世帯類型別・保険外の支援・サービスの利用状況

保険外の支援・サービスの利用状況を世帯類型別にみると、「単身世帯」では「利用していない」が46.2%ともっとも割合が高く、次いで「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が25.6%、「掃除・洗濯」が23.1%となっている。「夫婦のみ世帯」では「利用していない」が64.9%ともっとも割合が高く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」が18.9%、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が13.5%となっている。「その他」では「利用していない」が70.9%ともっとも割合が高く、次いで「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」、「その他」が11.7%、「外出同行（通院、買い物など）」が6.8%となっている。

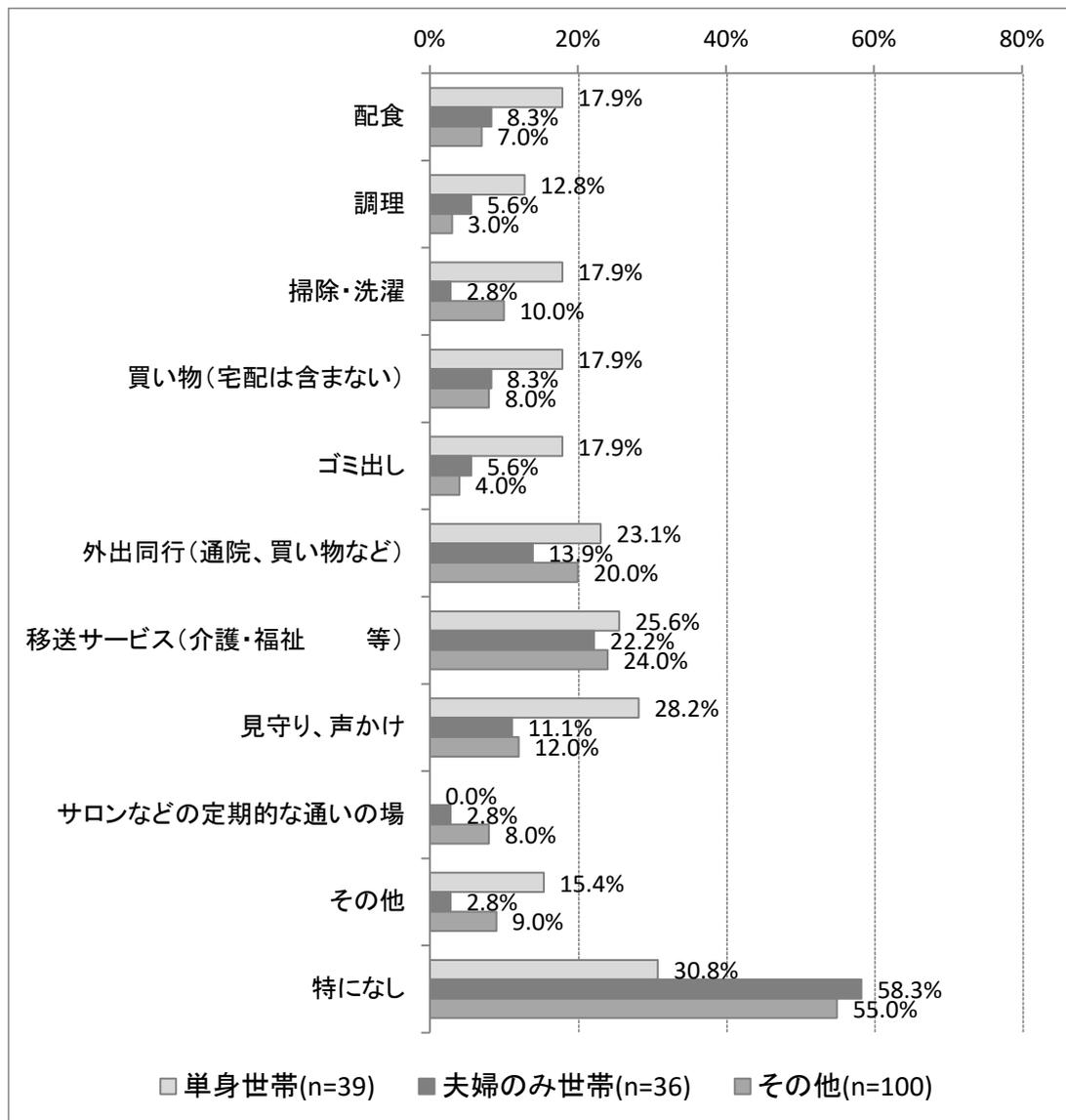
世帯類型別 保険外の支援・サービスの利用状況



⑪ 世帯類型別 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

保険外の支援・サービスの必要性を世帯類型別にみると、「単身世帯」では「特になし」が30.8%ともっとも割合が高く、次いで「見守り、声かけ」が28.2%、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が25.6%となっている。「夫婦のみ世帯」では「特になし」が58.3%ともっとも割合が高く、次いで「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が22.2%、「外出同行（通院、買い物など）」が13.9%となっている。「その他」では「特になし」が55.0%ともっとも割合が高く、次いで「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が24.0%、「外出同行（通院、買い物など）」が20.0%となっている。

世帯類型別 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス



第4章 高齢者福祉サービスの状況

1 町独自の在宅サービス

(1) 敬老の日記念事業

敬老の日記念事業(基準日9月15日)として、満88歳に達した高齢者や、婚姻後50年(金婚)、60年(ダイヤモンド婚)を迎えた夫婦を対象に顕彰を行っています。

(2) 百歳祝金支給事業

本町に通算30年以上居住し、満100歳に達した高齢者に対し、長寿を祝うとともに、その福祉を増進するため百歳祝金を支給し、敬老思想の普及といきがい醸成を図っています。

(3) 心配ごと相談事業

本町では、町社会福祉協議会の協力のもと、中泊町役場相談室において、原則として毎月第3水曜日に心配ごと相談事業を実施しているほか、「中泊町総合福祉健康センター」において、常時(月～金曜日の9:00～16:00)相談を受け付けています。

また、青森行政監視行政相談センター、人権擁護委員、行政相談委員、心配ごと相談員の四者で開設する特設合同相談を、中里地域と小泊地域で、6月と12月の年2回開催しているほか、8月には弁護士による法律相談を開設しています。

(中里地域)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
相談件数	18件	9件	10件

(小泊地域)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
相談件数	5件	0件	一般相談廃止

(特設合同相談)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度見込	
相談件数	中里地域	1件	中里地域	10件	中里地域	7件
	小泊地域	0件	小泊地域	1件	小泊地域	0件

2 町社会福祉協議会の活動状況

旧中里町と旧小泊村が平成17年3月28日に合併して「中泊町」が誕生したことに伴い、平成17年4月1日、それぞれの社会福祉協議会も合併し「中泊町社会福祉協議会」

として新設合併しました。

本町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の展開と、社会福祉活動の活性化による地域福祉の増進を目的として活動しています。

社会福祉協議会は、地域の福祉を向上させるための自主的な民間組織であり、その主な活動は地域にある潜在的な福祉課題を見つけ出し、福祉安心電話、ボランティア活動、各種資金の貸付や相談、また介護保険事業など、必要な方が必要なとき、必要なサービスを受けられるよう、行政やその他関係機関との連携を密にし、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活するために、そのニーズに応じた福祉活動を展開しています。

◎ 町社会福祉協議会の活動・事業の概要

<ul style="list-style-type: none"> ●法人運営事業 1. 法人運営事業 2. 心配ごと相談事業 3. 高齢者交流事業 4. 生活福祉資金貸付事業 5. ボランティアセンター事業 6. ユアライフ応援事業 7. 企画広報事業 8. 配食サービス事業（小泊地域） 9. 子育て支援事業 10. 福祉機器貸出事業 11. 福祉安心電話サービス事業 12. 福祉サービス苦情解決事業 13. 日常生活自立支援事業 14. 地域福祉座談会の開催 15. 団体事務局 <ul style="list-style-type: none"> (1) 中泊町老人クラブ連合会 (2) 中泊町身体障害者福祉会 (3) 中泊町母子寡婦福祉連合会 (4) 中泊町遺族会 (5) 中泊町ボランティア連絡協議会 (6) 北郡老人クラブ連合会 (7) 中泊町共同募金委員会 (8) 生涯現役いきいき活躍プロジェクト協議会 	<ul style="list-style-type: none"> 16. 郡社協事業 17. 北郡・つがる市社協事業 18. つがる西北五社会福祉協議会職員連絡会事業 19. 地域密着型サービスの外部評価訪問調査員業務 ●たすけあい資金貸付事業 ●福祉基金運営事業 ●中泊町高齢者生活福祉センター（指定管理者） ●福祉推進事業（受託事業） <ul style="list-style-type: none"> 1. 配食サービス事業 2. 高齢者の生きがいと健康づくり事業（宝寿大学） ●地域の見守り活動推進事業（ほのぼのコミュニティ21推進事業） ●生活支援体制整備事業 ●居宅介護支援事業 ●訪問介護事業 ●通所介護事業 ●中泊町認知症高齢者グループホームしおさい（指定管理者） ●患者等移送事業 ●中泊町権利擁護事業 ●成年後見制度に関する事業 ●地域連携ネットワーク構築事業
---	--

3 ボランティア活動の状況

町にはいくつかのボランティアグループがあり、個人でボランティア活動をしている人もいます。そして、その大半は女性です。

ボランティアグループの活動は、青少年健全育成・福祉施設の慰問や奉仕活動等に関する

るものなど、多岐にわたっています。

また、町社会福祉協議会がボランティアセンターの運営事業として各種ボランティア団体の育成とボランティア連絡協議会を組織し、ボランティア団体同士の情報交換・連絡調整を行っており、令和5年度時点でボランティア連絡協議会には343人（17団体）が加入しています。

4 高齢者生活支援

（1）緊急通報体制等整備事業

65歳以上の独居世帯（町民税非課税世帯）を対象とし、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置を設置しています。

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
緊急通報体制等整備事業				
協力員数		246人	202人	143人
装置の設置台数		24台	21台	16台
通報件数	緊急	19件	16件	14件
	相談	8件	7件	13件

（2）福祉機器貸出事業

町社会福祉協議会において、要介護度1以下の介護を必要とする町民に対し、ギャッジベッド、車いす等の福祉機器の無料貸し出しを実施しています。

（3）日常生活自立支援事業

町社会福祉協議会において、認知症、知的障害、精神障害などの人が、自立した地域生活が送れるように権利を擁護することを目的に、県社協（基幹的社協）が実施する事業の窓口となり、各種相談に応じています。同時に、事業による援助の必要が見込まれる場合には、基幹的社協、生活支援員と連携を図りながら利用者援助を実施するものです。

【対象者】

- ・判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方）

【援助の内容】

- ・福祉サービスの利用援助
- ・苦情解決制度の利用援助
- ・住宅改造、居住家屋の貸借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等

- ・預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等、利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）
- ・定期的な訪問による生活変化の察知

5 高齢者の生きがいくり等

(1) 生きがいくり・健康づくり

高齢者の生きがいや健康づくりは、高齢者自身の広範な社会活動において培われることを考慮し、行政や保健・医療・福祉関係団体のみならず、社会教育団体・農業・商工業団体等、各種関係機関の協力・連携により「まちづくり・ひとづくり」の一環として総合的に推進していきます。

① 老人クラブの活動状況等

町の老人クラブ数は、令和5年4月1日現在で44単位クラブ、会員数は755名となっており、60歳以上人口に占める割合は約14.3%となっています。本町では、高齢者が生きがいを持ち、いつまでも健康に暮らせるよう、町老人クラブ連合会及び地域老人クラブと連携して、各種スポーツ大会や文化活動、世代間交流、研修会等の開催を支援しています。

今後も老人クラブ活動は、生きがいくりや健康づくりの重要な拠点の一つであることから、高齢者自身の生活を豊かにすることはもとより、地域に貢献する社会活動を促進するため、老人クラブの活動に対する助成や支援を充実し、組織・基盤の育成・強化を図ります。

■ 組織の状況

(町老人クラブ連合会中里支部)

区 分	単位老人クラブ数	会 員 数
令和2年度	38	786人
令和3年度	38	732人
令和4年度	36	630人
令和5年度	36	594人

(町老人クラブ連合会小泊支部)

区 分	単位老人クラブ数	会 員 数
令和2年度	10	154人
令和3年度	8	141人
令和4年度	8	125人
令和5年度	8	103人

■ 主な活動

活 動 名	活 動 内 容
社会参加（奉仕）活動	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃奉仕活動 ・地域美化活動 ・地域行事への協力・参加
教養講座等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・趣味・文化・芸能などのサークル活動 ・世代間交流事業 ・小旅行実施
健康づくり・スポーツ振興活動	<ul style="list-style-type: none"> ・各種スポーツ大会への参加

② 高齢者の活動の場と支援体制

町内には、老人福祉センターをはじめ、各地域に数多くの集会施設等があり、各単位老人クラブの活動拠点になっています。

③ その他の生きがい対策

事 業 名	事 業 内 容	担当部署等
宝寿大学 北光寿大学	高齢者に学習の機会を提供し、余暇の活用を図りながら、自主活動を助長し、豊かな調和のとれた老後生活の一助とします。	町社会福祉協議会 教育委員会
高齢者教室	社会に対応できる高齢者を目指し、一般教養や時事問題・健康・レクリエーションなどについて学習します。	教育委員会
なかどまり町 民文化祭	町民各層の文化活動の発表・作品展示・健康づくりコーナー等により、文化活動・健康づくり及び産業の振興に寄与します。	教育委員会 町民課
各種スポーツ 大会	グラウンドゴルフ等に親しみ、競技力の向上、健康づくり、仲間づくりなど生活の幅を広げ、人生の楽しみや生きがいを高めます。	教育委員会
県長寿社会振 興財団事業へ の協力	<ul style="list-style-type: none"> ○あおもりシニアフェスティバルへの参加 ○ニュースポーツ普及事業への参加・協力 ○シニアリーダー養成事業への参加 	福祉課
スポーツ芸能 交流会	軽スポーツや地域芸能に親しみ、高齢者間の交流コミュニケーションを図り、豊かで生きがいのある有意義な人生の糧とします。	北郡老人クラブ連 合会

(2) 高齢者の生涯学習

多様化する生涯学習へのニーズに応えるため、公民館等体制（中央公民館・地区公民館や生涯学習施設の配置体制等）を通じて、学習機会を拡充・提供するとともに、高齢者の知識や技能を広範な学習機会に活用するなど、世代間の交流に努めていきます。

(3) 高齢者の就労対策

公益社団法人中泊町シルバー人材センターは、原則60歳以上の高齢者を対象に、適した仕事を家庭・企業・公共団体等から引き受け、提供する機関として重要な役割を担っています。

今後もシルバー人材センターの充実を図るとともに、ハローワーク（公共職業安定所）、さらには各種企業との連携・協力により、安定した雇用の場の提供に努めていきます。

■ 公益社団法人中泊町シルバー人材センター活動状況

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
登録会員数	181人	176人	180人
就業者数	189人	186人	171人
就 業 率	100.0%	100.0%	95.0%
受注件数	529件	510件	460件
就業延べ人員	9,241人	7,971人	7,660人
受 注 額	55,640,119円	51,245,712円	54,582,000円

6 安心して住めるまちづくり

(1) 高齢者の住居

本町では、バリアフリー仕様（高齢化等に伴う身体機能低下や障害に対応する装備）を備えた住宅建設の促進に加え、介護保険の住宅改修等により、既存の住宅のリフォームによるバリアフリー化を促進し、高齢者等の自立を可能とする住まいの確保を促進しています。

(2) 公共的施設、道路、交通機関等移動手段の整備

公共的施設については、段差の解消、出入り口の自動ドア化、車いす使用者用のトイレや駐車場の整備、見やすい案内表示など、高齢者等が安全で快適に利用できる建築物、公共交通機関等の施設、道路、公園などの改修・整備に努めます。

また、今後ますます75歳以上の後期高齢者の割合が高まることを踏まえて、自立した生活を支援する公共交通の確保や移動支援の充実に努めています。

(3) 高齢者等見守りに関する体制の充実

本町では、高齢者の一人暮らし及び高齢者のみの世帯の増加にあわせて、平成24年度から新聞配達事業者及び水道事業管理者と平成25年度からは郵便配達事業者及び生活協同組合コープあおもり・津軽保健生活協同組合と協定を結び、町民の日常生活での異変と思われる状況等を発見した場合に、町に連絡する体制を整備しました。今後も協定締結により、一層町民が安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

また、町社会福祉協議会において、地域の見守り活動推進事業（ほのぼのコミュニティ21推進事業）を展開しており、今後も見守りネットワークコーディネーターが中心となって、各町内会単位において、ほのぼの交流協力員をはじめ、民生委員・児童委員や町内会、新聞配達業者や宅配業者等が行う地域の様々な見守り活動を広範かつ重層的に活用し、一体的な提供を行う見守りネットワークを構築し、災害時等にも対応した地域の見守り機能の強化を図ります。

7 養護老人ホーム

養護老人ホームは、身体上もしくは精神上又は生活環境上の理由及び経済的理由により、居宅での生活が困難となったおおむね65歳以上の方を入所させる施設です。

現在、町外の1施設に1人を入所措置しており、令和5年10月1日現在、待機者はいません。

第5章 高齢者施策の取り組み

1 介護予防と生きがづくり・社会参加の推進

(1) 介護予防・重度化防止の推進

平成29年4月に開始した介護予防・日常生活支援総合事業を推進し、できる限り介護を必要とせず過ごせるような支援を身近な地域で展開します。

介護予防の取り組みにおいては、専門職による観点から効果的な取り組みを推進するため、リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）の事業への関与が求められています。このことから本町では、青森県が実施するリハビリテーション専門職等派遣調整業務を活用するなどして、通いの場や地域ケア会議などに専門職が関与する仕組みを構築して、介護予防事業を効果的かつ効率的に推進します。

また、令和6年2月にオープンした総合福祉健康センター「湯らぱーく」を拠点として、全町民を対象とした新たな参加型事業を展開してまいります。

◎重点事業：介護予防・日常生活支援総合事業、住民主体の「通いの場」事業、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する事業

(2) 生きがづくりの推進

多様化した高齢者のライフスタイルやニーズに対応した、社会参加や社会貢献などの活動支援を展開します。

また、長年培ってきた知識や経験を活かしてもらうため、就労や就労的活動を促進するような仕組みづくりを図ります。

◎重点事業：老人クラブ、敬老会、高齢者運動会、シルバー人材センター
中泊町生涯現役いきいきプロジェクト協議会

2 地域包括ケアの深化・推進

(1) 在宅医療・介護連携の深化・推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域や在宅で暮らし続けられるよう、医療と介護サービスの情報共有の体制づくりをより深化・推進します。

高齢者及びその家族からの相談に対応するワンストップ相談窓口としての機能や関係機関との連絡調整機能の強化を図っていきます。

◎重点事業：在宅医療・介護連携推進事業、小泊地区医療連携会議

(2) 認知症施策の推進

国の「認知症施策推進大綱」をふまえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援等施策を推進します。

また、西北五地域老人福祉圏域（本町、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町）の市町と連携しつつ、関係機関の連携による早期対応及び家族支援を推進します。

◎重点事業：認知症総合支援事業

(3) 見守り・支え合いの推進

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の一層の増加を見据えつつ、介護予防の観点からも、孤立や閉じこもりを防止するため、地域住民による見守り活動や支え合いの仕組みづくりを進めます。

また、日常の緊急時や災害時の連絡体制の整備に努めます。

◎重点事業：地域の見守り活動推進事業（ほのぼのコミュニティ21推進事業）、緊急通報体制等整備事業、避難行動要支援者対策

(4) 高齢者の住まいの確保

本町においては、令和5年度現在、住宅型有料老人ホームが3施設（定員合計：44人）整備されており、サービス付き高齢者向け住宅は未整備となっています。

今後も、介護や支援が必要になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、高齢者に必要なサービスが提供される住まい（施設等）の確保に努めます。

◎重点事業：高齢者の住まいの確保対策

(5) 安全・安心な暮らしの確保

ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化等を行う生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と、多様な関係者間の情報共有及び連携・協働による取り組みを推進するための「協議体」を平成2

8年度に設置しており、地域の多様な主体を活用して高齢者の生活を支援する体制づくりに努めます。

青森県警察「特殊詐欺発生状況（令和4年）」によると、振り込め詐欺や還付金等詐欺などの特殊詐欺の県内被害状況は、認知件数は前年比で減少した一方、被害金額は大幅に増加しており、被害者の半数以上が65歳以上という状況です。

老人ホームの入居に関する名義貸しトラブル解決名目の詐欺など、高齢者をターゲットとした新たな手口も増加していることから、高齢者の相談窓口である地域包括支援センターが中心となり、消費生活センター、警察、金融機関等の多様な関係機関とも連携を強化して、特殊詐欺の被害防止に向けた取り組みを図るとともに、高齢者の消費生活トラブルを未然に防止する取り組みに努めます。

◎重点事業：生活支援体制整備事業、消費者被害防止対策

（6）高齢者福祉の充実

必要な介護用品を支給する「家族介護用品支給事業」を実施し、家族介護者への支援に取り組みます。

3 高齢者の尊厳を守るための取り組み

（1）成年後見制度の利用促進

認知症高齢者等の権利擁護に関する各種制度の利用について、より一層分かりやすく、きめ細かな広報・啓発を図ります。

認知症高齢者が権利擁護事業による支援を受け、安心して在宅生活を送ることができるよう、地域包括支援センターや民生委員・児童委員、町社会福祉協議会等との連携により、潜在的なニーズの把握を行い、より一層の利用促進を図ります。

高齢者の判断能力によっては、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行が必要となる場合も想定されることから、町社会福祉協議会、地域包括支援センターの連携のもと、円滑に対応できる体制を整備します。

◎重点事業：権利擁護事業、成年後見制度利用促進事業

(2) 虐待防止対策の強化

地域包括支援センターや介護サービス提供事業者、民生委員・児童委員や行政連絡員等の様々なチャンネルを通じ、高齢者虐待防止法における虐待の定義や虐待の速やかな発見、虐待を発見した際の通報義務等について、町民へのきめ細かな周知を行います。

高齢者虐待事例を把握した場合は、地域包括支援センターの社会福祉士、主任介護支援専門員及び保健師等と町職員によるケアチームが中心となって、状況の確認を行うとともに、老人福祉施設等への措置や成年後見制度の活用等、事例に即した対応策による速やかな解決を図ります。

高齢者虐待への対応にあたっては、地域包括支援センターと関係機関による「高齢者虐待防止ネットワーク」を通じて、民生委員・児童委員、町民、町社会福祉協議会等による早期発見・見守り、介護サービス事業者や医療機関、行政機関等による早期介入を図ります。

◎重点事業：虐待防止事業

4 適正な介護サービスの提供

(1) 介護サービスの適正化円滑な運営に向けた取り組みの実施

介護保険制度の円滑な運営に向けて、介護人材の確保・資質の向上のための取り組みを介護サービス事業者等と連携し検討するとともに、利用者にとって真に必要な介護サービスの提供を目的に、不適切な介護サービス、過剰な支給の削減等、介護給付等の適正化への取り組みに努めます。

◎重点事業：介護人材確保対策、介護給付費等適正化事業

(2) 災害対策の推進

一人暮らしや要介護の高齢者等、災害時要配慮者・避難行動要支援者への対策として、防災知識の普及・啓発とともに、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実等に努めます。

◎重点事業：避難行動要支援者対策

(3) 感染症対策の推進

感染症予防に対する啓発活動とともに、高齢者肺炎球菌感染症やインフルエンザの予防接種を行い、肺炎などの感染症の発生及び重症化を予防します。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめ、感染症対策にあたっては、これまでの新型コロナウイルス感染症への対策などの経験を踏まえ、医療や福祉、介護関係の事業所等に対しては、各種ガイドラインに沿った感染予防、感染拡大防止の対策を促していきます。

◎重点事業：高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種、インフルエンザ予防接種、各種ガイドラインに沿った感染予防、新型コロナウイルス等感染拡大防止の対策

第6章 介護保険事業

1 地域支援事業

地域支援事業は、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、要介護・要支援状態になる前から、一人ひとりの状況に応じた予防対策を図るとともに、要介護状態になった場合においても、地域において自立した日常生活を営むことを可能とすることを目的とし、地域における包括的な相談や支援体制を推進していくものです。

地域支援事業には、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の3事業があり、地域の特性に応じて多種多様な施策を市町村が主体となって取り組むこととされています。

本町においても、引き続き地域支援事業を展開していきます。

地域支援事業の体系

事業名	類型	
介護予防・日常生活支援総合事業	訪問型サービス	
	通所型サービス	
	生活支援サービス	
	介護予防ケアマネジメント	
	一般介護予防事業	介護予防把握事業
		介護予防普及啓発事業
		地域介護予防活動支援事業
		一般介護予防事業評価事業
		地域リハビリテーション活動支援事業
	包括的支援事業	総合相談支援事業
権利擁護事業		
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業		
地域包括支援センターの運営		
地域ケア会議の充実		
在宅医療・介護連携推進事業		
認知症総合支援事業		
生活支援体制整備事業		
任意事業	家族介護支援事業(介護用品支給)	
	介護給付適正化事業	
	その他事業(成年後見制度利用支援事業)	

(1) 介護予防・日常生活支援サービス事業

① 介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービスは、要支援者等に対して、入浴、排泄、食事等の身体介護や、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。

通所型サービスは、要支援者等に対して、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の世話や機能訓練等を行う、事業者による従来の予防給付と同等のサービスを実施します。

介護予防ケアマネジメントは、要支援者等に対して、介護予防・日常生活支援総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行います。

訪問型サービス

実績（見込）、事業計画

(単位：人・千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度計画	令和7年度計画	令和8年度計画
利用者数	295	362	362	354	346	339
事業費	5,712	6,403	6,403	6,262	6,122	6,002

※ 事業費は年間累計の金額。人数は1月あたりの利用者数。

通所型サービス

実績（見込）、事業計画

(単位：人・千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度計画	令和7年度計画	令和8年度計画
利用者数	1,200	1,196	1,196	1,172	1,148	1,125
事業費	3,167	2,943	2,943	2,884	2,825	2,768

※ 事業費は年間累計の金額。人数は1月あたりの利用者数。

介護予防ケアマネジメント

実績（見込）、事業計画

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度計画	令和7年度計画	令和8年度計画
事業費	482	507	516	516	516	516

※ 事業費は年間累計の金額。

② 一般介護予防事業

介護予防普及啓発のために、地域包括支援センターが中心となって出前講座等の取り組みにより、介護予防に関する普及・啓発を実施しています。

高齢者が自ら活動に参加し、運動習慣や健康づくりに関する知識の普及・啓発を進めるために、社会福祉協議会委託と教育委員会が主体となって高齢者の生きがいと健康づくり事業を行っています。また、住民が主体となって「いきいき百歳体操」に取り組む「通いの場」事業が展開されています。

今後も、地域における介護予防を推進するため、介護予防ボランティアの育成や介護予防に資する地域活動組織への支援に努めます。

高齢者の生きがいと健康づくり事業（中里地域）

実績（見込）、事業計画

（単位：回・人）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度計画	令和7年度計画	令和8年度計画
回 数	105	302	300	300	300	300
延人数	891	2,485	2,500	2,500	2,500	2,500

高齢者の生きがいと健康づくり事業（小泊地域）

実績（見込）、事業計画

（単位：回・人）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度計画	令和7年度計画	令和8年度計画
回 数	54	70	70	70	70	70
延人数	335	477	480	480	480	480

住民主体の「通いの場」事業

実績（見込）、事業計画

（単位：箇所・人）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度計画	令和7年度計画	令和8年度計画
箇所数	8	11	14	15	16	17
実人数	135	208	290	300	320	340

生活支援サービス（配食サービス事業）

実績（見込）、事業計画

（単位：回・人）

区 分	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度見込	令和6 年度計画	令和7 年度計画	令和8 年度計画
実人数	1	3	7	5	5	5
回 数	100	56	98	100	100	100

（2）包括的支援事業

① 総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受けて、介護保険サービスやその他保健・医療・福祉サービス又は各種制度の利用につなげていく等の支援を行います。

② 権利擁護業務

高齢者が住み慣れた地域で尊厳のある生活を維持し、安心して暮らし続けられるよう、町民、民生委員・児童委員、介護支援専門員、弁護士、司法書士等と連携を図り、成年後見制度の利用や高齢者虐待の防止等について専門的・継続的に支援を行います。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護支援専門員・主治医・関係機関等の連携並びに在宅サービスと施設サービスの連携等、多職種による協働を支援します。

また、高齢者の状況に応じて主任介護支援専門員が中心となり包括的かつ継続的なケアマネジメントを実施し、関係者の連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援等を行います。

④ 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくことができるように、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを実現することが役割です。

地域包括ケアシステムを構築し、かつ有効に機能させるために、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員がその専門知識や技能を互いに活かしながらチームで活動し、地域のネットワークを構築しつつ、個別サービスのコーディネートも行う中

核機関として設置されています。

今後も、75歳以上の後期高齢者の増加を見据えつつ、地域包括支援センターの体制や機能の強化に努めます。

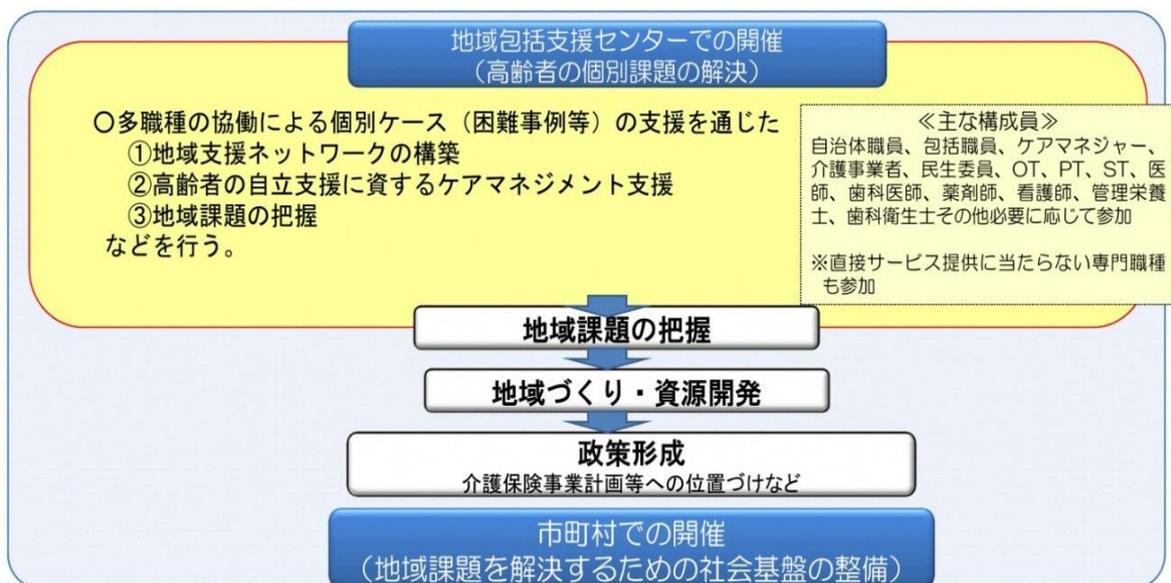
また、引き続き、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業を推進し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

さらに、介護保険制度運営の中核となっている地域包括支援センターの機能強化にあたり、保険者である町が地域包括支援センターの事業等を評価する取り組みを実施します。

⑤ 地域ケア会議の充実

地域ケア会議は、多職種による協働のもと、高齢者一人ひとりの課題分析と在宅生活の充実に向けた検討の積み重ねを通じて、地域で高齢者を支えるネットワークの構築とともに、明らかになった共通の要因や地域課題をもとに、地域づくりや新たな資源開発、政策形成につなげていく手法です。

今後も、専門多職種、関係機関と連携した地域ケア会議の充実を図り、公的サービスやそのほかの社会資源を積極的に活用した支援の充実につなげます。



出典：厚生労働省資料より

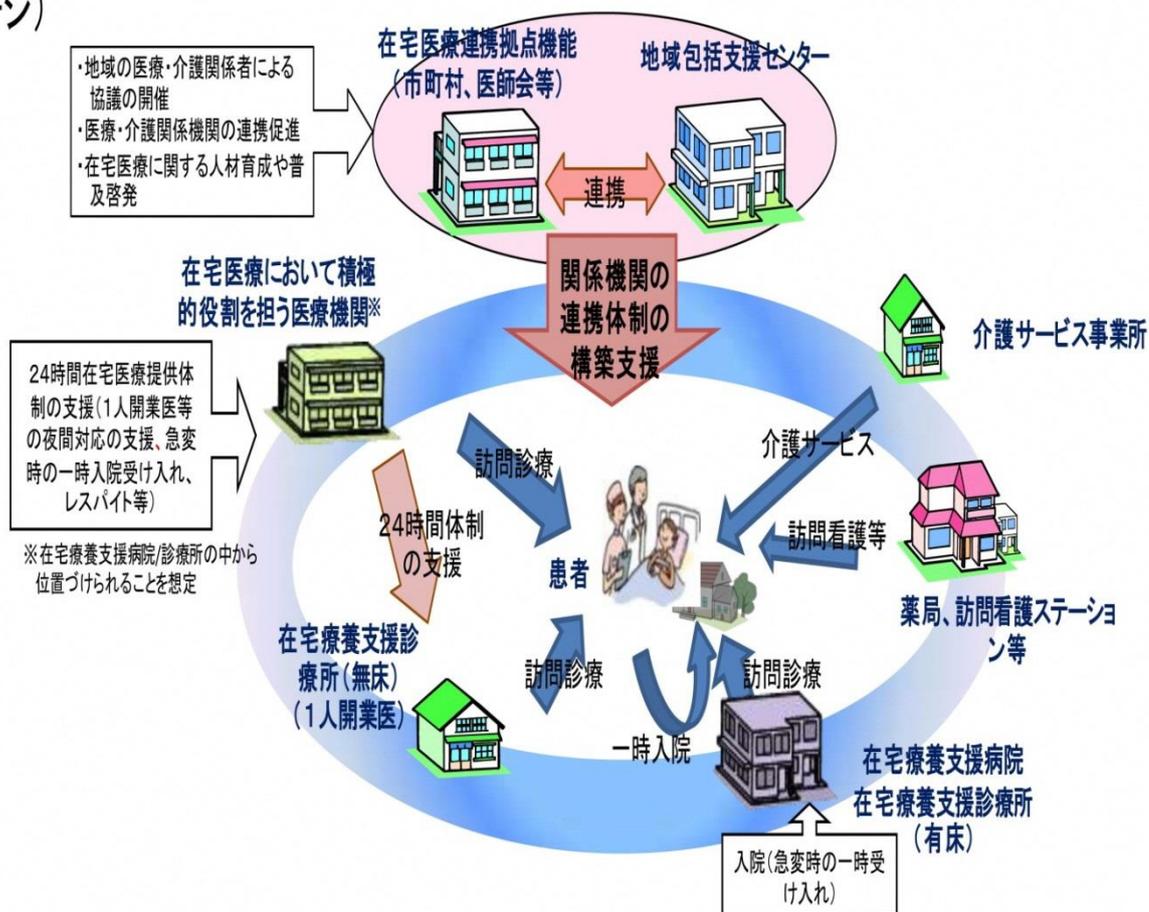
⑥ 在宅医療・介護連携推進事業

住み慣れた地域で安心して在宅医療を受けることができ、医療・介護のサービスが切れ目なく高齢者に提供できるよう、地域の医療機関と介護サービス等の関係者

の連携を推進します。

高齢者が安心して在宅医療を受けられるよう情報提供を行い、在宅医療についての理解の促進を図ります。

(イメージ)



出典：厚生労働省資料より

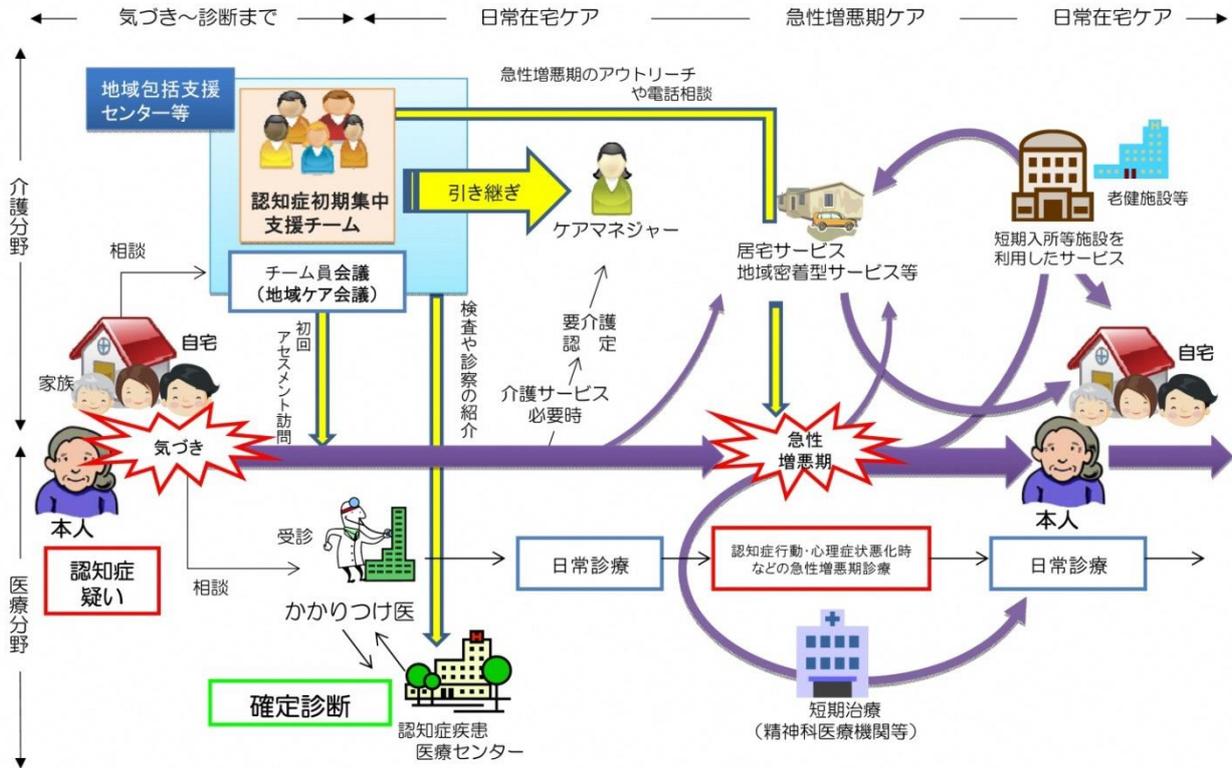
⑦ 認知症総合支援事業

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、平成28年度には認知症ケアパスを作成、平成29年度には、認知症地域支援推進員の配置、認知症初期集中支援チームの設置を行い、認知症の早期発見、早期支援する仕組みづくりを図っています。

また、認知症サポーター養成講座等を通して、一般町民への認知症に関する正しい知識のさらなる普及を行うとともに、小中学生を含め幅広い世代に認知症への理解と支援を推進します。

さらに、近隣の認知症サポーターと当事者でチームオレンジを編成し、認知症の人等の身近な困りごとへできる範囲で手助けをする体制づくりに努めます。

標準的な認知症ケアパスの概念図 ～ 住み慣れた地域で暮らし続けるために ～



認知症サポーター養成講座

実績（見込）、事業計画

（単位：回・人）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度計画	令和7年度計画	令和8年度計画
開催回数	1	3	7	5	5	5
受講者数	100	56	98	100	100	100

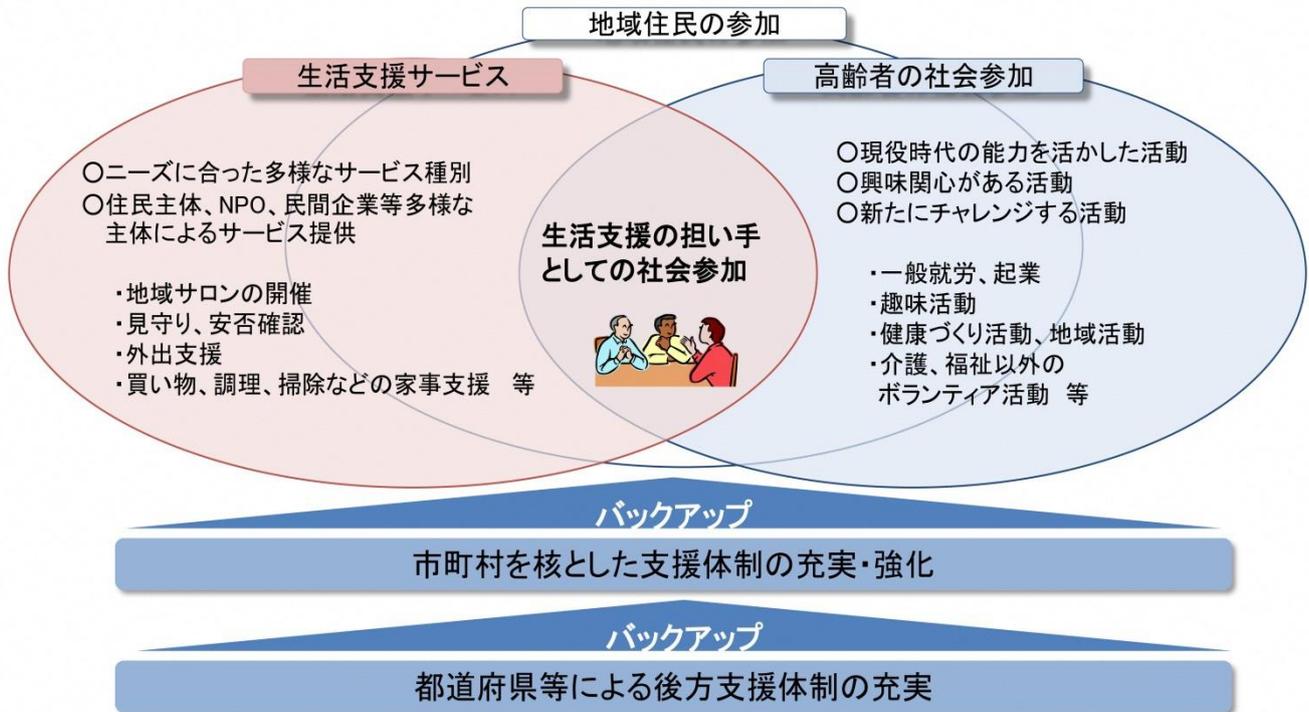
⑧ 生活支援体制整備事業

一人暮らし高齢者等が増加し、軽度の生活支援を必要とする高齢者が増加する中、ボランティア、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援サービスを提供できる基盤の整備を図ります。

基盤の整備にあたっては、生活支援サービスを提供できる人材や団体の養成・発掘、高齢者のニーズとこれらのサービスのマッチング等を図る「生活支援コーディネーター」とともに、ボランティア、民間企業、協同組合等の多様な主体による「協議体」を通じて、各団体の連携を図ります。

社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながることから高齢

者の方が、サービスの利用者としてだけでなく、支える側に回ることも考えた仕組みづくりを行います。



(3) 任意事業

① 家族介護支援事業

介護用品支給事業として、要介護4又は5に相当する高齢者を在宅で介護している家族に対して、その家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅での生活の継続及び向上を図ることを目的として介護用品(紙おむつ等)を支給します。

家族介護用品支給事業

実績(見込)、事業計画

(単位:人・千円)

区 分	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度見込	令和6 年度計画	令和7 年度計画	令和8 年度計画
実人数	9	10	6	3	3	3
給付額	335	270	220	180	180	180

② 介護給付等費用適正化事業

要介護認定の適正化や住宅改修点検などを通じて、利用者に対する適正な介護サービスを確保するとともに、不適切な介護給付費を削減し、介護給付費や介護保険料の増大を抑制するための事業を実施します。

③ 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な認知症高齢者が成年後見制度を利用するにあたり、低所得高齢者の申し立てに要する経費の助成等を行います。

2 介護サービス

介護サービスには、主に「居宅サービス」「地域密着サービス」「施設サービス」があります。被保険者がサービスを利用するには、事前に認定(要支援・要介護認定)を受ける必要があります。

介護予防サービス(予防給付)は、要支援1又は要支援2、介護サービス(介護給付)は要介護1～5と認められた方に給付されます。

(1) 介護予防サービス利用状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	0	336	224
	回数(回)	0.0	4.9	3.2
	人数(人)	0	2	1
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	556	0	0
	回数(回)	16.8	0.0	0.0
	人数(人)	1	0	0
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	0	5	0
	人数(人)	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	1,875	1,668	1,514
	回数(回)	5	4	4
	人数(人)	69	0	0
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	69	0	0
	日数(日)	0.8	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	2,738	2,784	2,673
	人数(人)	54	53	49
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	433	150	0
	人数(人)	1	0	0
介護予防住宅改修	給付費(千円)	616	1,231	1,225
	人数(人)	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	8,725	7,110	5,807
	人数(人)	10	9	9
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	3,622	3,865	3,087
	人数(人)	1	1	1
(3) 介護予防支援				
	給付費(千円)	2,813	2,802	2,643
	人数(人)	52	52	49
合計		21,447	19,951	17,171

出典：地域包括ケア「見える化」システム

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

(2) 介護サービス利用状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 居宅サービス				
訪問介護	給付費(千円)	152,974	166,294	169,160
	回数(回)	4,507.8	4,853.9	4,743.3
	人数(人)	131	137	141
訪問入浴介護	給付費(千円)	1,353	3,999	5,980
	回数(回)	9	29	44
	人数(人)	3	6	8
訪問看護	給付費(千円)	3,109	2,958	4,590
	回数(回)	61.3	51.5	75.0
	人数(人)	7	8	15
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	1,383	3,807	4,714
	回数(回)	38.8	108.3	134.5
	人数(人)	3	7	8
居宅療養管理指導	給付費(千円)	1,339	883	829
	人数(人)	9	6	8
通所介護	給付費(千円)	172,552	168,139	178,897
	回数(回)	1,905	1,847	1,971
	人数(人)	207	200	193
通所リハビリテーション	給付費(千円)	5,357	5,345	4,771
	回数(回)	56.6	54.0	49.8
	人数(人)	7	7	7
短期入所生活介護	給付費(千円)	15,582	22,418	33,254
	日数(日)	163.3	236.4	341.1
	人数(人)	13	16	19
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	402	172	0
	日数(日)	3.0	1.5	0.0
	人数(人)	1	0	0
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	21,725	24,468	24,758
	人数(人)	164	177	188
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	795	347	1,163
	人数(人)	3	2	4
住宅改修費	給付費(千円)	4,187	913	772
	人数(人)	3	1	1
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	5,038	696	0
	人数(人)	2	0	0
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費(千円)	9,294	8,434	5,624
	回数(回)	82.5	71.7	50.1
	人数(人)	7	6	5
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	37,174	34,348	32,246
	人数(人)	20	20	18
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	410,830	414,309	411,835
	人数(人)	134	133	128
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	104,129	103,952	115,012
	人数(人)	30	29	31
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
複合型サービス(新設)	給付費(千円)			
	人数(人)			

(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設	給付費(千円)	260,656	267,601	303,264
	人数(人)	91	91	100
介護老人保健施設	給付費(千円)	86,133	91,560	96,633
	人数(人)	29	31	32
介護医療院	給付費(千円)	62,286	78,442	91,216
	人数(人)	15	18	21
介護療養型医療施設	給付費(千円)	48,720	28,498	34,938
	人数(人)	13	8	11
(4) 居宅介護支援		給付費(千円)	42,682	45,322
		人数(人)	281	292
合計		給付費(千円)	1,447,700	1,472,904
				1,566,837

出典：地域包括ケア「見える化」システム

※給付費は年間累計の金額、回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

(3) 総給付費の推移

(単位：千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計		1,469,147	1,492,856	1,584,007
	在宅サービス	487,733	503,932	528,023
	居住系サービス	419,490	418,871	414,921
	施設サービス	561,924	570,053	641,063

出典：地域包括ケア「見える化」システム

※年間累計の金額。令和5年度分は令和5年10月時点の推計値。

(4) 被保険者数の見込み

(単位：人)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総数		7,773	7,602	7,425
	第1号被保険者数	4,677	4,637	4,591
	第2号被保険者数	3,096	2,965	2,834

出典：地域包括ケア「見える化」システム

(5) 要支援・要介護認定者数の見込み

(単位：人)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
総数		814	831	860	829	828	815	795	721
	要支援1	75	74	78	79	77	76	76	70
	要支援2	79	73	73	73	73	69	69	63
	要介護1	188	212	230	212	215	210	201	181
	要介護2	151	143	141	137	140	137	134	119
	要介護3	110	109	107	109	108	107	106	97
	要介護4	146	144	145	140	140	142	131	122
	要介護5	65	76	86	79	75	74	78	69
	うち第1号被保険者数	798	817	845	814	813	800	780	713
	要支援1	71	73	76	77	75	74	74	69
	要支援2	77	70	70	70	70	66	66	61
	要介護1	185	209	227	209	212	207	198	179
	要介護2	149	141	140	136	139	136	133	118
	要介護3	109	109	105	107	106	105	104	96
	要介護4	142	140	143	139	139	141	130	122
	要介護5	65	75	84	76	72	71	75	68

出典：地域包括ケア「見える化」システム

(6) 介護予防サービスに係る給付費等の見込み

第9期計画期間における、介護予防サービス費用等の見込みです。

日常生活圏域ニーズ調査の結果と、第8期計画期間の実績を勘案し、国の地域包括ケア「見える化」システムにより算出しています。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
(1) 介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	248	249	249	249	249
	回数(回)	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
	人数(人)	1	1	1	1	1
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	2,015	2,305	2,305	2,305	1,537
	人数(人)	5	6	6	6	4
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	2,605	2,605	2,439	2,439	2,273
	人数(人)	48	48	45	45	42
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防住宅改修	給付費(千円)	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307
	人数(人)	1	1	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	7,851	7,861	7,861	7,861	5,896
	人数(人)	12	12	12	12	9
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	3,130	3,134	3,134	3,134	3,134
	人数(人)	1	1	1	1	1
(3) 介護予防支援						
合計	給付費(千円)	19,894	20,202	19,928	19,872	16,808
	人数(人)	50	50	48	47	44

出典：地域包括ケア「見える化」システム

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

(7) 介護サービスに係る給付費等の見込み

第9期計画期間における介護サービス費用等の見込みです。日常生活圏域ニーズ調査の結果と第8期計画期間の実績を勘案し、国の地域包括ケア「見える化」システムにより算出しています。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
(1) 居宅サービス						
訪問介護	給付費(千円)	151,150	140,898	139,573	134,065	130,241
	回数(回)	4,180.1	3,888.2	3,851.1	3,705.0	3,599.0
	人数(人)	133	129	128	123	116
訪問入浴介護	給付費(千円)	4,322	4,328	5,219	4,595	4,328
	回数(回)	30.4	30.4	36.7	32.4	30.4
	人数(人)	6	6	7	7	6
訪問看護	給付費(千円)	4,568	4,346	4,603	4,119	4,346
	回数(回)	74.3	70.6	75.6	66.9	70.6
	人数(人)	19	18	19	17	18
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	4,759	4,765	4,765	4,765	4,765
	回数(回)	133.9	133.9	133.9	133.9	133.9
	人数(人)	8	8	8	8	8
居宅療養管理指導	給付費(千円)	769	770	770	770	770
	人数(人)	7	7	7	7	7
通所介護	給付費(千円)	152,772	149,792	147,886	149,704	131,549
	回数(回)	1,656.1	1,622.4	1,594.9	1,623.4	1,415.0
	人数(人)	177	174	171	174	151
通所リハビリテーション	給付費(千円)	4,565	4,571	4,571	4,571	3,749
	回数(回)	47.0	47.0	47.0	47.0	39.0
	人数(人)	6	6	6	6	5
短期入所生活介護	給付費(千円)	41,039	40,440	38,727	38,727	35,883
	日数(日)	427.0	423.0	404.0	404.0	372.0
	人数(人)	25	25	24	24	22
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	23,191	23,409	23,590	23,292	20,746
	人数(人)	175	177	177	175	156
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	631	631	631	631	631
	人数(人)	2	2	2	2	2
住宅改修費	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費(千円)	5,799	5,823	5,806	5,806	5,806
	回数(回)	49.0	49.2	49.0	49.0	49.0
	人数(人)	6	6	6	6	6
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	33,415	33,457	33,457	33,457	28,562
	人数(人)	18	18	18	18	15
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	401,618	402,127	401,658	385,607	356,016
	人数(人)	123	123	123	118	109
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	109,312	109,451	109,451	105,660	101,583
	人数(人)	29	29	29	28	27
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
複合型サービス(新設)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0

(3) 施設サービス						
介護老人福祉施設	給付費(千円)	301,197	301,578	301,578	279,407	257,857
	人数(人)	98	98	98	91	84
介護老人保健施設	給付費(千円)	98,192	98,316	98,316	95,159	85,844
	人数(人)	32	32	32	31	28
介護医療院	給付費(千円)	101,348	101,476	101,476	92,621	83,766
	人数(人)	23	23	23	21	19
介護療養型医療施設	給付費(千円)					
	人数(人)					
(4) 居宅介護支援	給付費(千円)	45,947	45,472	44,841	43,124	40,205
	人数(人)	289	287	283	272	252
合計	給付費(千円)	1,484,594	1,471,650	1,466,918	1,406,080	1,296,647

(8) 総給付費の見込み

総給付費は認定者数の増加に伴い、合計で令和5年度(約15億8千万)をピークとして、令和6年度に約15億円と見込まれており、今後は減少に転じる見通しです。

令和6年度の内訳は、施設サービスが約6億1千万円と最も多く、次いで在宅サービスが約4億9千万円、居住系サービスが約4億円と続いています。

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
合計	1,504,488	1,491,852	1,486,846	1,425,952	1,313,455
在宅サービス	489,691	475,770	471,233	464,364	425,255
居住系サービス	404,748	405,261	404,792	388,741	359,150
施設サービス	610,049	610,821	610,821	572,847	529,050

(9) 介護保険施設の入所状況

次の表は、介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設のそれぞれ施設ごとの入所状況を示したものです。

なお、本町においてサービスを提供している施設は、「特別養護老人ホーム静和園」、「特別養護老人ホーム幸」、「地域密着型特別養護老人ホームきりん館」の計3施設となっており、他は全て町外の施設です。

介護保険施設の入所状況(令和5年10月1日現在)

施設の種類	入所者数
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	138人
介護老人保健施設	29人
介護医療院	29人
介護療養型医療施設	3人
計	199人

(10) 認知症対応型共同生活介護の利用状況

認知症対応型共同生活介護の利用状況（令和5年10月1日現在）

サービスの種類	利用者数
認知症対応型共同生活介護	129人

(11) サービス基盤整備

本町では、地域密着型サービスとして、地域密着型特別養護老人ホームを1か所、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を9か所、小規模多機能型居宅介護事業所を2か所整備し、認知症高齢者に対応した地域密着型サービスの拡充を図っています。

今後も地域で暮らしたいという町民のニーズに対応した、介護サービスの提供ができるよう、需要に応じたサービス提供体制の整備を検討します。

3 介護保険制度の円滑な運営

(1) 介護給付費適正化事業

介護サービス利用者が真に必要とする良質なサービス提供と持続可能な介護保険制度の構築を目的に、介護給付等の適正化への取り組みを実施し、不適切な介護サービス、過剰な支給の削減に努めます。

なお、主要3事業に加え、住宅改修及び福祉用具の点検や介護給付費の通知についても、介護保険給付の適正化の観点から、継続することとします。

①要介護認定の適正化

居宅介護支援事業者に委託している更新申請にかかる認定調査の結果について、町による点検等を実施します。

②ケアプラン点検

事業所から居宅介護サービス計画を提出してもらい、自立支援に資する適切なプランとなっているか点検、指導します。

③縦覧点検・医療情報との突合

縦覧点検や、医療給付情報と介護給付情報の突合作業を青森県国保連合会に委託し、不適切な請求をチェックします。また、青森県国保連合会から提供される認定調査状況と利用サービス不一致情報を活用し、事業所に適切なサービスの提供を指導します。

④住宅改修及び福祉用具の点検

住宅改修については、町建築担当職員とともに事前提出書類で施工内容を確認し、給付の対象とならない工事などを事前に審査するとともに、現地確認を行い、提出書類との整合性などをチェックします。

福祉用具の購入または貸与については、事前に提出された書類の内容を確認し、利用する福祉用具が受給者の現在の状態に適しているかなどをチェックします。

⑤介護給付費の通知

介護給付費通知書を年2回送付し、利用したサービスの内容とその自己負担額を受給者自身が確認することで、給付適正の効果が上がるようにします。

(2) 介護人材の育成と資質の向上、業務の効率化等

介護人材は、地域包括ケアシステムの深化・推進に不可欠な社会資源であり、介護サービスの需要が拡大するなかで人材の確保対策は重要な課題の一つです。

国や県においては、介護職員の処遇改善、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性向上、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備など総合的な対策に取り組んでいます。

本町においても、町内事業所等と連携した人材確保のための取り組みのほか、文書の簡素化・標準化、押印の見直し、ICTの活用など、介護現場の負担軽減、生産性や質の向上につながる取り組みを検討・実施していきます。

(3) 介護サービス事業者への指導・監督

本町が指導・監督権限を有する介護サービスについて、指定基準の遵守や不正請求の防止、高齢者虐待の防止などを徹底するため、サービス提供事業者の管理者等を参集して開催する集団指導や事業所を訪問して書類の点検などを行う実地指導を行います。なお、実地指導は指定期間中に1回は実施するよう努めます。

(4) 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表

本計画で掲げた目標については、毎年度、その進捗状況を点検、調査し、調査結果について会議等に報告し、評価を行います。

また、計画の最終年度の令和8年度には、目標の達成状況を点検、調査し、その結果を町のホームページ等で公表します。

第7章 介護保険料

介護保険は、本人や家族が抱える介護の不安や負担を社会全体で支え合う制度です。そのため、高齢者を含む40歳以上の方に介護保険料を納めていただいています。

65歳以上の方の介護保険料は、3年間の介護保険事業計画期間中のサービス(給付費)の見込み量に応じて市町村ごとに決定しています。

1 総人口

(単位:人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
総数	9,395	9,132	8,870	8,606	8,344	8,093	7,090	4,947

2 被保険者数

(単位:人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
総数	7,773	7,602	7,425	7,254	7,076	6,905	6,212	4,584
第1号被保険者数	4,677	4,637	4,591	4,551	4,504	4,431	4,127	3,313
第2号被保険者数	3,096	2,965	2,834	2,703	2,572	2,474	2,085	1,271

3 第1号被保険者の保険料推計

(単位:人)

	合計	第9期			令和12年度	令和22年度
		令和6年度	令和7年度	令和8年度		
第1号被保険者数	13,486	4,551	4,504	4,431	4,127	3,313
前期(65~74歳)	5,912	2,027	1,981	1,904	1,586	1,088
後期(75歳~)	7,574	2,524	2,523	2,527	2,541	2,225
後期(75歳~84歳)	4,538	1,510	1,506	1,522	1,579	1,168
後期(85歳~)	3,036	1,014	1,017	1,005	962	1,057
所得段階別加入割合						
第1段階	32.4%	32.4%	32.4%	32.4%	32.4%	32.4%
第2段階	14.0%	14.0%	14.0%	14.0%	14.1%	14.0%
第3段階	7.6%	7.6%	7.6%	7.6%	7.6%	7.6%
第4段階	10.4%	10.4%	10.4%	10.4%	10.4%	10.4%
第5段階	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
第6段階	11.7%	11.7%	11.7%	11.8%	11.7%	11.7%
第7段階	8.1%	8.1%	8.1%	8.1%	8.1%	8.1%
第8段階	3.0%	3.1%	3.0%	3.0%	3.1%	3.0%
第9段階	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%
第10段階	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%
第11段階	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%
第12段階	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
第13段階	0.3%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
所得段階別被保険者数						
第1段階	4,368	1,474	1,459	1,435	1,336	1,073
第2段階	1,893	639	632	622	580	465
第3段階	1,025	346	342	337	314	252
第4段階	1,401	473	468	460	429	344
第5段階	1,346	454	450	442	412	331
第6段階	1,581	532	528	521	483	389
第7段階	1,087	367	363	357	333	267
第8段階	411	139	137	135	126	101
第9段階	171	58	57	56	53	42
第10段階	79	27	26	26	24	19
第11段階	44	15	15	14	13	11
第12段階	33	11	11	11	10	8
第13段階	47	16	16	15	14	11
合計	13,486	4,551	4,504	4,431	4,127	3,313

(単位：円)

	合計	第9期			令和12年度	令和22年度
		令和6年度	令和7年度	令和8年度		
標準給付費見込額 (A)	4,942,970,902	1,656,798,417	1,645,054,214	1,641,118,271	1,576,321,484	1,440,109,673
総給付費 (財政影響額調整後)	4,483,186,000	1,504,488,000	1,491,852,000	1,486,846,000	1,425,952,000	1,313,455,000
総給付費	4,483,186,000	1,504,488,000	1,491,852,000	1,486,846,000	1,425,952,000	1,313,455,000
利用者負担の見直し等に伴う財政影響額	0	0	0	0	0	0
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	274,079,482	90,792,816	91,324,389	91,962,277	89,625,215	75,490,399
特定入所者介護サービス費等給付額	269,922,672	89,415,812	89,939,323	90,567,537	89,625,215	75,490,399
制度改正に伴う財政影響額	4,156,810	1,377,004	1,385,066	1,394,740	0	0
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	167,929,852	55,629,206	55,954,904	56,345,742	54,842,049	46,192,894
高額介護サービス費等給付額	165,166,827	54,713,914	55,034,253	55,418,660	54,842,049	46,192,894
高額介護サービス費等の利用者負担の見直し等に伴う財政影響額	2,763,025	915,292	920,651	927,082	0	0
高額医療合算介護サービス費等給付額	14,250,418	4,720,658	4,748,297	4,781,463	4,731,714	3,985,474
算定対象審査支払手数料	3,525,150	1,167,737	1,174,624	1,182,789	1,170,506	985,906
審査支払手数料一件あたり単価		71	71	71	71	71
審査支払手数料支払件数	49,650	16,447	16,544	16,659	16,486	13,886
審査支払手数料差引額 (K)	0	0	0	0	0	0
地域支援事業費 (B)	268,371,540	90,172,750	89,442,420	88,756,370	84,593,902	74,188,566
介護予防・日常生活支援総合事業費	123,216,540	41,787,750	41,057,420	40,371,370	41,072,662	39,342,296
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営) 及び任意事業費	86,289,000	28,763,000	28,763,000	28,763,000	25,815,240	20,414,447
包括的支援事業 (社会保障充実分)	58,866,000	19,622,000	19,622,000	19,622,000	17,706,000	14,431,823
第1号被保険者負担相当額 (D)	1,198,608,762	401,803,368	398,934,226	397,871,167	398,619,693	393,717,542
調整交付金相当額 (E)	253,309,372	84,929,308	84,305,582	84,074,482	80,869,707	73,972,598
調整交付金見込額 (I)	515,096,000	175,974,000	171,646,000	167,476,000	159,960,000	197,803,000
調整率		1.000000000	1.000000000	1.000000000	1.000000000	1.000000000
特別調整交付金の交付見込額		0	0	0	0	0
調整交付金見込交付割合 (H)		10.36%	10.18%	9.96%	9.89%	13.37%
後期高齢者加入割合補正係数 (F)		0.9182	0.9278	0.9405	0.9548	0.8134
所得段階別加入割合補正係数 (G)		0.8355	0.8350	0.8338	0.8338	0.8336
市町村特別給付費等	0	0	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額	0				0	0
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	3,445,000				1,600,000	1,300,000
保険料収納必要額 (L)	861,277,134				317,929,400	268,587,141
予定保険料収納率	98.50%				99.50%	99.50%

第1号被保険者負担分相当額 (D) : 1,198,608,762 円

$$= \left[\begin{array}{l} \text{標準給付費見込額 (A)} \\ (4,942,970,902 \text{ 円}) \end{array} + \begin{array}{l} \text{地域支援事業費 (B)} \\ (268,371,540 \text{ 円}) \end{array} \right] \times 23\% \text{ (第1号被保険者の負担分)}$$

保険料収納必要額 (L) : 861,277,134 円

$$= \begin{array}{l} \text{第1号被保険者負担分相当額 (D)} \\ (1,198,608,762 \text{ 円}) \end{array} + \begin{array}{l} \text{調整交付金相当額 (E)} \\ (253,309,372 \text{ 円}) \end{array} - \begin{array}{l} \text{調整交付金見込額 (I)} \\ (515,096,000 \text{ 円}) \end{array} - \begin{array}{l} \text{準備基金取崩額} \\ (72,100,000 \text{ 円}) \end{array}$$

第1号被保険者の介護保険料の基準額 : 7,200 円 (月額)

$$= \begin{array}{l} \text{保険料収納必要額 (L)} \\ (861,277,134 \text{ 円}) \end{array} \div \begin{array}{l} \text{保険料収納率見込} \\ (98.5\%) \end{array} \div \begin{array}{l} \text{所得段階別加入割合補正後} \\ \text{被保険者数 (10,121 \text{ 人})} \end{array} \div \begin{array}{l} \text{12か月} \end{array}$$

保険料基準額の指標

	第9期	令和12年度	令和17年度
保険料基準額(月額)	7,200	8,687	9,268
準備基金取崩額の影響額	603	0	0
準備基金の残高(前年度末の見込額)	166,570,584	94,470,574	94,470,574
準備基金取崩額	72,100,000	0	0
準備基金取崩割合	43.3%	0.0%	0.0%
財政安定化基金拠出金見込額の影響額	0	0	0
財政安定化基金拠出金見込額	0	0	0
財政安定化基金拠出率	0.0000%	0.0000%	0.0000%
財政安定化基金償還金の影響額	0	0	0
財政安定化基金償還金	0	0	0
保険料基準額の伸び率(%) (対8期保険料)	3.0%	24.3%	32.6%

4 第1号被保険者の介護保険料

保険料基準額（月額） 7, 200円 保険料基準額（年額） 86, 400円

65歳以上の被保険者に賦課される保険料は、所得状況に応じて13段階に区分されます。

所得段階別の保険料年額

段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が非課税者かつ本人の合計所得金額※1と課税年金収入額の合計が80万円以下の者	基準額×0.455 ※2 基準額×0.285	39,312円 (24,624円)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下の者	基準額×0.685 ※2 基準額×0.485	59,184円 (41,904円)
第3段階	・世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等120万円超の者	基準額×0.690 ※2 基準額×0.685	59,616円 (59,184円)
第4段階	・本人が住民税非課税だが世帯の中に住民税課税者がおりかつ本人年金収入等80万円以下の者	基準額×0.90	77,760円
第5段階	・本人が住民税非課税だが世帯の中に住民税課税者がおりかつ本人年金収入等80万円超の者	基準額×1.00	86,400円
第6段階	・本人が住民税課税かつ合計所得金額が120万円未満の者	基準額×1.20	103,680円
第7段階	・本人が住民税課税者かつ合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	基準額×1.30	112,320円
第8段階	・本人が住民税課税者かつ合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	基準額×1.50	129,600円
第9段階	・本人が住民税課税者かつ合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	基準額×1.70	146,880円
第10段階	・本人が住民税課税者かつ合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	基準額×1.90	164,160円
第11段階	・本人が住民税課税者かつ合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	基準額×2.10	181,440円
第12段階	・本人が住民税課税者かつ合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	基準額×2.30	198,720円
第13段階	・本人が住民税課税者かつ合計所得金額が720万円以上の者	基準額×2.40	207,360円

※1 合計所得金額については、土地等を譲渡したことにより、租税特別措置法に規定されている長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除が適用される場合は、合計所得金額から特別控除額を控除した額。

※2 第1段階～第3段階については、公費による保険料軽減を図るため、表記の保険料率から軽減した保険料率を設定。

資料 中泊町地域福祉施策推進協議会 地域福祉、高齢・障害者支援部会

■ 委員名簿

		氏 名	所 属 団 体 等
1	部会長	荒 関 富 雄	中泊町議会産業福祉常任委員会委員長
2		川 島 久 幸	民生・児童委員協議会会長
3		山 本 晃	身体障害者福祉会会長
5		野 上 一 幸	内潟療護園理事長
6		三 上 月 江	地域包括支援センター所長
7		白 川 佳 子	社会福祉協議会事務局長
8		今 忠	特別養護老人ホーム静和園園長
9		小 野 裕 明	中泊おの医院院長
10		中 谷 由恵子	町校長会会長
11		宮 越 裕 子	町民課長
12		長谷川 裕	被保険者代表

■ 開催記録

	開 催 日	内 容
1	令和6年1月31日	1. 老人福祉計画及び介護保険事業計画（素案）について ・計画の概要について
2	令和6年2月20日	1. 老人福祉計画及び介護保険事業計画（案）について ・介護保険料の見込みについて

中泊町地域福祉施策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 中泊町地域福祉計画の策定及び障害者、高齢者、子ども・子育て等の関連する各計画を策定するため、また、中泊町の地域福祉全般の施策推進に関し、重要な事項について協議するため中泊町地域福祉施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(職務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議等を行う。

- (1) 障害者差別解消支援に関すること
- (2) 障害者計画の策定に関すること
- (3) 障害者福祉計画の策定に関すること
- (4) 地域福祉計画の策定に関すること
- (5) 子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること
- (6) 老人福祉計画・介護保険事業計画の策定に関すること。
- (7) 困難事例への対応のあり方に関すること
- (8) 地域の関係機関によるネットワークに関すること
- (9) 地域の社会資源の開発及び強化に関すること
- (10) その他協議会が必要と認めるもの

(組織)

第3条 協議会は、委員27名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会代表者
- (2) 社会福祉団体関係者
- (3) 身体障害者福祉団体関係者
- (4) 社会福祉事業関係者
- (5) 保健・医療関係者
- (6) 教育関係者
- (7) 子ども関係団体関係者
- (8) 関係行政職員
- (9) その他町長が必要と認めた者

3 委員の任期は、3年とする。ただし再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員がその本来の職を失ったときは、前2項の規定にかかわらず、その職を失う。

6 協議会に、次の部会を置く。

- (1) 地域福祉、高齢・障害者支援部会
- (2) 子ども・子育て支援部会

(会長・部会長)

第4条 協議会に会長及び部会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

5 部会長は、部会委員の互選により選任する。

6 部会長は、部会務を総理し、部会を代表する。

7 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議の委員以外の者の出席を求めて、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

(守秘義務)

第6条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(費用の弁償)

第7条 委員及び関係者が会議に出席した場合においては、中泊町報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年中泊町条例33号)の規定に準じて報酬及び費用弁償を支給するものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉担当課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初にかかれる会議は、町長が招集する。

3 中泊町障害者計画及び障害者福祉計画策定委員会設置要綱(平成19年1月23日告示第10号)及び中泊町老人福祉計画及び介護保険事業計画設置要綱(平成17年3月28日告示第29号)の設置事項を第3条第6項第1号地域福祉、高齢・障害者支援部会が兼ねることができる。

4 中泊町子ども・子育て会議条例(平成25年6月11日条例第23号)の設置事項を第3条第6項第2号子ども・子育て支援部会が兼ねることができる。

第9期中泊町老人福祉計画・介護保険事業計画

令和6年3月 中泊町
